

令和3年 多賀町議会9月第3回定例会会議録

令和3年9月6日（月） 午前9時26分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	富 永 勉 君
2番	清 水 登久子 君	8番	大 橋 富 造 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武 史 君
4番	木 下 茂 樹 君	10番	山 口 久 男 君
5番	松 居 亘 君	11番	川 岸 真 喜 君
6番	菅 森 照 雄 君	12番	竹 内 薫 君

◎欠席議員（0名）

な し

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	福祉保健課長	林 優 子 君
副 町 長	小 菅 俊 二 君	産業環境課長	飯 尾 俊 一 君
教 育 長	山 中 健 一 君	地域整備課長	藤 本 一 之 君
会 計 管 理 者	奥 川 明 子 君	学校教育課長	吉 田 克 君
企 画 課 長	野 村 博 君	教育総務課長	本 多 正 浩 君
総 務 課 長	石 田 年 幸 君	生涯学習課長	大 岡 まゆみ 君
税 務 住 民 課 長	岡 田 伊久人 君	監 査 委 員	寺 西 久 和 君

◎議会事務局

事 務 局 長 夏 原 伸 幸 書 記 村 田 朋 子

---

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 一般質問

(開会 午前 9時26分)

○議長(竹内薫君) ただ今から、令和3年9月第3回多賀町議会定例会を再開いたします。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、よろしくお願ひいたします。  
お諮りします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症の対策として、通告順の5人までの一般質問にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は5人の議員の一般質問とすることに決定しました。

---

(開議 午前 9時27分)

○議長(竹内薫君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

○議長(竹内薫君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

---

○議長(竹内薫君) 日程第2、これより「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問は一問一答方式で行い、各議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、それぞれ30分以内とします。

一般質問に際しましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。  
それでは、通告書の順番に発言を許します。

最初に、1番、神細工宗宏議員の質問を許します。

1番、神細工宗宏議員。

〔1番議員 神細工宗宏君 登壇〕

○1番(神細工宗宏君) 議席番号1番、神細工です。議長の許可を頂きましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

質問に入る前に、8月14日の秋雨前線の影響で、久しぶりに多賀町にも所により300mmを超える雨量を観測いたしました。役場職員の皆さんには、お盆休みを返上し、各種対応を頂きました。土嚢の作成に関しては、豪雨の中、400個余りの土嚢を作っていたいただいと伺っております。この場をお借りして心からお礼申し上げます。ありがとうございました。また、今回の大雨で、各字から多くの要望が出てるとは思いますが、ハード的に処置が必要な箇所はできる限り早い対応をお願いいたしまして、一般質問に入らせていただきます。

まず1点目、犬上川の浚渫についてであります。私は毎年、犬上川の浚渫について要望および一般質問を行ってまいります。昨年的一般質問でも申しましたが、川相地区は過去から何度も浸水被害を受けている地域で、浸水被害として北谷と南谷が合流する地点を下流に移設する工事が、昭和37年（1962年）に完成しましたが、その後も1971年、1972年、1990年に浸水被害を受けています。ここ30年余り、浸水被害は出ていませんが、氾濫寸前まで水位が上がったことは数回経験しております。

昨年の9月議会的一般質問の回答で、「浚渫や砂利採取の計画的な実施には至っていませんが、土砂の堆積状態を確認しながら、河川管理者である滋賀県湖東土木事務所へ要望してまいります」とのことでした。

川相区は昨年も今年も浚渫の要望を出しております。前回6年前の平成27年度に川相北谷および合流地点から下流の砂利採取をしていただきましたが、南谷については長らく浚渫が行われていません。南谷は北谷と違い、砂利採取には当たらず、大きな石が中心の浚渫が必要と考えています。浚渫に関しましても、昨年、「撤去した土砂の持って行き先を非常に県も苦勞している」との回答でした。

しかしながら、南谷沿線近くに住まわれている区民より、「増水時に最近、家から水面が見えるようになった。川底が上がっているようなので、一ノ瀬橋から下流の浚渫をお願いしたい」という申出がありました。また、昨年9月2日に写真を添えて提出していますが、一ノ瀬橋から下流約100m付近で護岸の山側の崩落があり、過去にもほぼ同じ箇所ですらなくともあと2回の崩落があったと記憶しています。また、崩落土砂の撤去もされていないと記憶しています。

全国各地で毎年洪水による大きな被害が起こっています。多賀町は大きな災害なく済ませていただいておりますが、この先、異常気象が多発する中、線状降水帯の発生等で数百mmの降水があったなら確実に氾濫する状況だと感じています。

それを踏まえ、以下の質問をいたします。

1番目、一ノ瀬橋から上池商事裏までの川底までの高さを確認して、浚渫の必要性についての考えをお聞きいたします。

2つ目に、数回の護岸崩落後、報告は区からその都度行っていますが、その都度現場の確認はしていただいていると思えますけれども、適切に処置を実施したかをお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 神細工議員の犬上川の浚渫についての1つ目のご質問にお答えいたします。

近年、各地において線状降水帯の発生や日本近海の水温上昇に伴う台風の異常発達等による洪水被害の映像を頻繁に目にするようになり、河床の上昇による河川の能力低下は住民の生命を脅かすものと認識しております。

神細工議員ご指摘の区間につきましては、川相区から頂きました浚渫実施のご要望を河川管理者である滋賀県湖東土木事務所に引き継いでおりますとともに、町からも現状確認をお願いしております。ただし、昨年度の要望に対する湖東土木事務所の見解では、「大型の転石は見られるものの、経過観察といたします」とされており、今年度においても「現状に明らかな変化は見受けられない」との返答を受けております。

2つ目のご質問につきましても、湖東土木事務所に現状の確認をしていただいた結果、「崩落箇所は自然護岸となっており、岩盤が露出した状態であるため、今後の浸食による大規模な崩落の可能性は低いと思われる。また、これまでに崩落した土砂および岩塊についても、川の本流を外れた箇所へ堆積しており、流れを大きく阻害しているとは考えにくいため経過観察とする」との見解でございました。

我々も改めて現地を確認させていただき、状況を撮影してまいりましたが、同一箇所での継続した記録写真を残すことで河川の変化を明確に対比でき、湖東土木事務所へ強く要望できる材料となりますので、今後、川相区長様にもご協力をお願いしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。現地を見ていただきまして、経過観察ということではありますが、地域の近くの住民が肌で感じている危険というのは、本当に護岸が上がってきていることの証拠だと私は思っております。本当に線状降水帯等で、1日300mmというような雨が降った場合、持ちこたえられるのかなという不安はありますので、今後とも監視の方はよろしくお願いしたいと思います。

それと、昨年、県は浚渫土砂のやり場に困っているということで、埋立て以外のことは検討されていないのでしょうか。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまの神細工議員のご質問にお答えをいたします。

今ほどご質問いただきました浚渫土の持って行き場の件ですが、県の方でも非常に対処に困っておられるのは昨年もお話しさせていただいたとおりでして、今年度、何か方法はないのかという確認もさせていただく中で、産業廃棄物と同じように業者の方に有料で処分という方法もないわけではないんですが、非常に費用が高額になってしまうということで、その分に事業費をかなり割いてしまうということで、その分、浚渫できる事業量がどうしても少なくなってしまうということで、土木事務所の方としても何とかどこかへ持って行き場があって少しでもできる範囲を広げたいというのが県の見解でございますので、少しでも地元の方でどこかご指定いただける場所はないのでしょうかというのを非常に苦慮されておられます。全く費用を出さないわけではないんですが、どうしてもそういう結果になってしまうということで、土木事務所も対応の方を苦慮されておられるという状況でございました。以上です。

○議長（竹内薫君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。埋立てとか以外で利用方法としてないかということでいろいろ私なりに調べてみました。浚渫土砂置場を造って、大ききごとに分別することで資源化してるという県がございました。道路の盛土に使用するという事も書かれてましたし、今、建設中のスマートインター上り線のそういうところに使えないのかということとは1つ感じました。そして、30cm以上の大きな岩を段差のある河川に坂状に並べて漁道にした事例とか、河川の底の根固めに利用した事例とか、石張り護岸に使用した事例、30cm以下の岩に関しましては、護岸仮補強、袋詰め玉石工に利用した事例とかが書かれておりました。

総務省は、令和2年度に緊急浚渫推進事業債を創設してまして、それを受け、緊急浚渫推進事業として湖東土木事務所管内でも令和2年から6年まで5年計画で多賀町に関する事業が行われていますが、その箇所について何か所あるか教えてください。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

資源化というものにつきましては、今おっしゃっていただいた盛土に関して使えないかということも、当然、検討に入ってくるというふうには思います。スマートインター事業も用地をお借りして盛土材をストックしている状況でございますので、今のところ河川の砂利につきましてはどうしても粒子が限られてくる、土の部分とまた状況が違ってくるので、それだけで盛土というのはどうしても適質ではないということで、今のところ公共事業から発生する残土をストックして、今のところほぼ予定量に近い数量がストックできている状態です。あとは微調整の部分がありますので、余らさないようにということで今、少し調整の段階に入っております。

資源としましては、先ほどご質問にも頂きました砂利採取事業も資源の利用としての事業の1つでございます。こちらにつきましては、砂利採取登録業者の方が申請を土木の方にされまして、計画的に実施するという中で、やはりこれも業者の方の意向というものが出てまいりますし、場所をこちらの方で指定するということができるのかどうかということも土木事務所に聞きますと、なかなか向こうの相手の申請という形にもなるということもあります。ただ、27年に実施していただきました合流地点の砂利採取におきまして、少なくともその上流へも影響を及ぼしているというふうには考えますので、あそこの部分につきましては過去の実績がありますので、砂利採取をしていただいて、その際に少しでも南谷の上流の方に採取のエリアを広げてもらえないでしょうかという申入れは、こちらの方から土木事務所の方に、もしそういう事業計画ができましたら申し上げていきたいとは思っております。

それと、緊急浚渫対策事業、浚渫事業債の事業ですけれども、こちらにつきましては、多賀町では今、1か所、太田川の下流部分、キリンビールの横辺り、あそこを今、測量設計をされておられるというふうには聞いております。来年度以降、事業実施できるよ

うにということで、今、準備を進めておられるというふうには聞いております。我々の方としましては、犬上川の合流箇所も非常に堆積しておりますので、太田川だけでなく犬上川も同じように考えてほしいということは申し入れてはおります。今後また箇所を広げていただくように、5年間の計画でございますので、何とか県の方をお願いしていきたいと思っております。以上です。

○議長（竹内薫君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。浚渫土砂の使用先を広げていただくということもよろしくお願ひしたいと思ひます。

滋賀県下では、総数93か所、湖東土木事務所管内で10か所、多賀町内では今の太田川を含めて3か所行われています。1つは犬上川で、令和2年から着工の敏満寺から彦根市、犬方町までの間をやるということが書かれておりました。今の太田川が2番目で、その次に芹川で令和3年、今年から着工の中川原から彦根市東沼波町の間というのが載っておりました。また、総務省の資料で、令和3年度地方債計画のポイントの中で、緊急防災減災事業の推進の中で、令和3年度以降も地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災、減災対策に取り組んでいけるよう緊急防災減災事業を令和7年度まで継続し対象事業を拡大とありました。そこで、1,100億円を計上とありました。本当に新たな浚渫というのはできないのでしょうか。その点、よろしくお願ひします。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） 今ほどのご質問にお答えさせていただきます。

今おっしゃっていただきました、国の方でもこれだけ水害が全国で発生している中で、今の緊急対策事業という形になってきておりますので、事業費も非常に大きい額を付けてきていただいております。県の方で実施をお願いするというのが河川管理者の方でしていただくということになりますが、今後、少しでも多賀町内で実施して、また上流の方に少しでも上がっていただくように、今のところ下流の方でという形になっておりますけれども、上流の方でも非常に堆積が見られますので、上流の方にも上がっていただくようにということで、こちらの方からも強く要望していくしかないのかなとは思っておりますので、少しでも実施していただけるようには要望していきたいと思っております。以上です。

○議長（竹内薫君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。引き続き要望の方よろしくお願ひいたします。

今回の8月14日から15日にかけての秋雨前線の降雨と犬上川の水位について調べてみました。調査したのは犬上川に流れ込む雨量を計測している地点4か所と、川相橋の水位です。降水観測地点は4か所で、犬上川に流れてくるのは、百済寺、大作、大杉、大君ヶ畑の4か所です。お手元に配布してある資料をご覧くださいながらお聞きください。

今回の降り始めは13日の1時頃からで、川相橋の水位上昇は13日18時頃からでした。この時点で累計雨量は百済寺80mm、大作49mm、大杉25mm、大君ヶ畑40mmでした。この時点では犬上ダムの放流はまだされてませんでしたので、大杉と大君ヶ畑の合計雨量が今回は降り始めから約17時間、平均雨量で4mmのところ河川の上昇が見られました。水防団待機水位1.5mを越えたのは14日11時30分です。4か所の累計雨量は合計698mmでした。今回の最高水位に達したのは14日の14時で2mでした。累計雨量は合計で835mmでした。幸いにも、今回この14時以降、5時間の小康状態があり、4か所の雨量観測地点は5時間で合計20mmしか観測していませんでした。水防団待機水位1.5mから最高水位2mに達するまでが、今回の水位上昇率が一番近い時間帯でした。そのときの時間平均水位上昇は1時間で20cmでした。もし小康状態がなかったら5時間で1m増水した計算で、川相橋を超えるか超えないかの状況です。また今回のケースでは、降り始めから各地点で300mm前後の降水量に達するのに約3日かかっています。災害が発生している地域では1日で300mmを超える雨量です。今、多賀町で1日300mmの雨量を観測した場合、犬上川および芹川で氾濫は免れない状況と私は考えております。

また、次の質問に関連しますが、水位上昇は川相橋、中川原橋での水位上昇は7時間前まで降雨があつたにもかかわらず水位上昇をある程度稼げたこと、および流木の河川への流出が少なかったことは、今までの森林事業の山を守り搬出間伐に特化した事業の証と捉えています。また中川原橋の水位上昇は、四手での観測状況11時から14時にかけて4時間に102mmを観測し、保月での9時から14時までの6時間で159mmを観測しており、一気に氾濫危険水域に達していました。四手と保月の降水量の時間帯で約1mの水位が上昇しているのは、降水量だけでなく、平地の団地とかのアスファルト等で雨水が沁み込まない、そういう弱みとも感じました。今回の秋雨前線の活動では、犬上郡地域でも線状降水帯に似た事象も発生しています。今まで発生しなかったは通用しない気象状況に変わってきていると考えていますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

お答えになるかどうか非常に自信はないですが、今回の雨の降り方というのも、11時ぐらいから非常に強くなりました。大字多賀の辺りでも、もう側溝がほとんどあふれたところが多くなりまして、道路に冠水しているところも出てきまして、一気に皆さんに対応をお願いしたような状況になってきております。このような降り方というのは、台風よりも非常に怖いというふうに思いました。その前に1週間ほどずっと雨の降る日が続いてきておりましたので、その分、山にも田んぼにも貯水能力がもうほぼほぼいっぱいの中にあのような雨という流れになってきておりますので、非常にあれぐらいの強い雨が、今ほどおっしゃっていただきましたようにもうあと1時間、2時間続いておればという恐ろしさは非常に感じた次第でございますので、余裕があるに越

したことはないというのは、もう誰しも思われたことだろうと思いますし、私もそのように思います。

なので、多分、土木事務所、河川管理者の方には、同じように皆さん感じられて、何とか浚渫を進めてほしいという要望は集中してくると思われま。その中で、土木事務所の方も浚渫の事業もできる限り実施していただくようになると思いますので、同じように思いを持った者が寄ってくるということになりますので、何とか少しでも多賀町において危険箇所を絞って、もう広く範囲で対応してくださいと言ってもなかなか難しいのかなと思いますので、今おっしゃっていただいた具体的な事例を持ち出して、このような状況であったと、そのリアルタイムの情報をできるだけまとめて、ここについては対応してもらわんと非常に危険であるというような申出の仕方にしていかないと、多賀町全体を守ってくださいと言ってもなかなか難しいのかなというふうには思っておりますので、できるだけ情報を集めまして、土木事務所の方にも現実味のあるといえますか、できるだけインパクトのある要望にしていきたいなとは思っていますので、また委員のお力添えも頂きたいなと思ひますし、地元の皆さんの情報を頂きまして強い要望にしていきたいなと思っております。以上です。

○議長（竹内薫君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。資料の方が要りましたら、私の方はいくらかでもそろえさせていただきますので、強い要望の方をよろしくお願いいたします。

では、2問目の質問に移らせていただきます。

山林施策「森林環境税および森林環境譲与税」の使途計画およびその他についてですが、平成27年（2015年）のCOP21で採択され、平成28年（2016年）11月に発行のパリ協定、国際的な温暖化対策の法的枠組みですが、世界全体の平均気温上昇を工業化以前と比較して2℃より十分下方に抑制し、および1.5℃まで抑える努力を継続すると。各国は削減目標を提出し、対策を実施し、削減目標は5年ごとに提出し更新するというもので、削減目標には森林等の吸収源による吸収量を計上することができる。これは削減できなかった分を森林の機能でマイナスにするということです。このことから、森林に温暖化防止を託すものと私は理解しています。

それに伴い、森林環境税は令和6年度より国内に住所を有する個人に対し、一律年額1,000円を課する国税の徴収が開始されます。使途については、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備およびその促進に関する費用、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用となっています。

譲与基準は、市町村では総額の9割、当初は8割のようですが、に相当する額を私有林人工林面積に対して5割、林業従事者数に対して2割、人口に対して3割で案分するとなっています。都道府県では総額の1割、当初は2割ですが、それに相当する額を市町村と同様の基準で按分するとなっています。

この補助金について、以下の質問をいたします。



上記支援金を多賀町が受けられる額を概算で試算されていますでしょうか1つ目で、2番目に支援金が配分された場合の用途を将来を見据えて検討を開始されておられるかということについて質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 神細工議員の2番目の山林施策「森林環境税および森林環境譲与税」の用途計画についての1点目、多賀町が受けられる額を概算で試算されているかのご質問にお答えいたします。

議員のご質問のとおり、森林環境譲与税および森林環境税は、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るために、地方財政を安定的に確保する観点から令和元年度の税制改正において創設され、森林整備等のために必要な費用を国民一人一人が広く等しく負担し森林を支える仕組みとなっており、譲与基準につきましては、私有林の人工林面積割や林業就業者数割および人口割にて交付される所です。

交付額については、令和元年度は948万円程度、2年度から3年度は2,016万円程度、令和4年度から令和5年度が2,600万円程度、令和6年度は3,200万円程度交付される予定でございます。

2点目の配分された場合の用途を将来を見据えて検討を開始しているかについてですが、市町村に交付される森林環境譲与税は、先ほど答弁のとおり、各年度において確定に近い概算額で把握していることから、現在のところ、次年度予算策定時にどれだけの費用が多賀町の森林整備や木材利用の促進、その他事業に投下できるかを試算しております。例えば、令和3年度当初予算策定時において、森林環境譲与税は2,016万円程度交付されることから、用途としては主に林業費総額5,289万2,000円のうち放置林境界明確化事業や搬出間伐に係る費用、また来年度に中央公民館にて開催される第50回全国林業後継者育成大会の記念品などに充当する計画であります。

令和6年度はおおむね3,200万円程度交付されることや、またこの税は性質上、一般財源化されることもあり、林業費のみだけでなく、例えば教育施設の木質化にも充当することも可能なこと、また基金として積み立てることもできますので、将来を見据えて計画的かつ柔軟に対応し、多賀町のために有効かつ大切に活用させていただきたく存じますので、議員におかれましてもご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。年度別の詳しい額について答弁していただきました。あと、この譲与基準は林野類型で7つに分類されていると思うんですけども、多賀町はどの分類に属するのかお教えいただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの質問のように、森林環境譲与基準につきましては林野類型で7つに分類されていることで、多賀町につきましては市町村有林型という形となっております。

○議長（竹内薫君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。私もこれどれに該当してるのか分かりませんでしたのでお聞きしました。ありがとうございます。

使途に関しましてもいろいろ話していただきまして、第6次多賀町総合計画も森林の内容も含まれておりましたので、私もそれでいいと思いますけども、確実に行っていただきたいと思います。

また、原木の下落に関してですけども、これも1970年頃、日本産杉1本3,800円、現在800円と5分の1になってると。今、ウッドショックで多少上がってるとは思いますけども、それが製材品価格になると、杉1本800円が1万2,500円となるというデータがありました。原木で売るのではなく製品化して売ることが活路になると思います。昨年設立した多賀森林循環事業協同組合の状況を見ながら、十分採算が取れるようであれば、規模を拡大し製品化を加速させ、雇用を増やし、山の木の価値を上げていく必要があると考えます。木を出すための作業道の建設や、地球温暖化防止、災害防止のための森づくりは、適齢期の木を伐採し、そして植林する、森林全体の循環が行われなくてはならないと思っています。CO2吸収も老木になると落ちてくると聞いてますので、その点いかがでしょうか。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

先ほど議員の方からウッドショックという言葉で、今、日本の方に外材が入ってきませんので木材の単価が上がってるということでございますけども、全国的に見てみますと、やはり今までの林業離れ、またあるいは林業に製材、昔はたくさんあった製材でございますけども、人材育成、また機械、またそういった面がすぐには充実はできておりませんので、いきなり山の木を伐り出してということにはならないというふうには思っておりますので、値段が全国的に上がっていても、本町における伐採に関して値段の高騰というのはなかなか時間がかかっていくものかなというふうには認識しております。

それとあと、森林循環事業協同組合における組合の目的ですけども、やはり森林を循環していこうということで設立されました。先ほど質問されましたように、木を出すための作業道、また地球温暖化防止、災害防止のためには、森林を循環させて多面的機能を十分果たしていくということでございます。その中で、また最後の方に言われましたけども、CO2の吸収も老木になると落ちてくると聞いているというような内容でしたけども、確かに成長とともにやはり吸収する量は落ちてくると思いますので、その辺はやはり今、大きい木、そしていろいろと年輪を重ねていく中間とか、やはり様々な木を

植えていかなければ、山全体の機能を発揮しないという観点から、必要に応じた造林計画が必要でないかというふうに考えております。

○議長（竹内薫君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。第6次多賀町総合計画の中での取組施策も、2番目に森林管理や林業に不可欠な路網や施設について新設、維持管理を進めるということと、6番目に原木流通土場や木材乾燥機、機械を導入してという項目があります。ぜひ森林循環事業協同組合の運営がうまくいくようであれば、その規模を拡大して行って、滋賀県多賀町産材の拡充を図っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは3番目の質問に入ります。

山林を伐採してのソーラー発電施設建設に関する条例についてですが、平成24年7月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたのを契機に、太陽光発電の普及が進んでいますが、地域によっては土砂の流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息、生育環境の悪化など問題が生じています。そのため、太陽光発電設備等の適正な設置と自然環境の調和を図るため、その設置等を規制することを目的とした単独の条例を制定する自治体は、令和3年7月29日時点で確認できるものとして156条例存在しました。私が調べた範囲では、滋賀県条例としては存在せず、唯一大津市が条例を制定していました。まだ森林を伐採しての設置は多賀町での事例はないと認識していますが、休耕田や耕作放棄地を中心に太陽光パネルの設置が見られます。

そこで、問題が表面化するまでに次の質問をさせていただきます。

1つ目、多賀町で森林伐採しての太陽光発電の設置が既に存在するのをお尋ねいたします。

2番目、多賀町での太陽光発電に関する条例策定の方向をお尋ねいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（竹内薫君） 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 神細工議員の3番目の質問1点目、多賀町で森林伐採しての太陽光発電の設置が既に存在するかの質問にお答えします。

地域森林計画対象森林において、森林の伐採行為の実態を把握し、森林資源の賦存状況を把握することは重要なことと認識しております。そのために1ha未満の森林を伐採する場合は市町村に、また1ha以上の伐採を行う場合は都道府県に届出を行うことが森林法にて定められております。

多賀町での伐採届の現状はほとんどが森林計画に基づく造林に関するもので、1ha未満の伐採届のほとんどが関西電力や道路管理者が行う支障木の伐採となっているところ です。

議員ご質問の太陽光発電の設置に伴う伐採につきましては、以前に大字壺地先にて約

8,800㎡もの森林において太陽光発電施設設置に伴う届出が出され、確認を行ったところ、平坦な場所で立木が既に存在しないことを確認の上、受理を行い、現在では太陽光発電施設が設置されているところであります。

今後も届出がなされなかったり、届出と異なる伐採がされない違法な伐採が生じないように、また判断が難しい案件につきましては、引き続き、町だけでなく県と連携を図りながら適切に進めてまいります。

2点目の太陽光発電に関する条例策定の方向性についてであります。議員ご指摘のとおり、滋賀県において太陽光発電設備の設置の規制に係る条例を制定している県内の市町では大津市のみで、防災上ならびに自然環境、生活環境および景観に及ぼす影響を鑑み、住民の生命と財産の保護を図ることを目的に設置されたものです。

また、全国的な動きとしましては、環境省では再生可能エネルギーの推進の動きもありますが、一方では全国知事会はじめ全国市長会、全国町村会などで国に対して、太陽光発電施設などの再生可能エネルギー施設の立地については、地域における環境保全や防災等の観点から、関係法令の整備などの所要の対策を講じるように呼びかけているところであります。

本町においても、このような情勢を深く受け止め、条例の必要性を認識し、地域住民の生命と財産を守ることを第一に、また多賀町の林業振興を目指す思いに相反することのないように、大津市の条例の制定のみだけでなく、東近江市や日野町のような指導要綱の制定なども参考にしながら検討しなければならないと思っております。

なお、本年度より県立大学の先生に会長をお願いしております環境審議会においても、このことを協議、議論していただくようお願いをしているところであります。以上です。

○議長（竹内薫君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。壺村で8,800㎡で太陽光発電がされてるということでありますが、そこはもう山林の木が生えてない平坦地ということと理解いたしました。それに関しても、1ha以上、1ha未満で、市町村、あるいは県への届出が必要ということで、その違法な伐採が行われないかの監視については十分注意をして、動向を見つめながら進めていっていただきたいと思っております。また条例につきましても審議会ですということも討議されているということで、よろしくお願ひしたいと思っておりますけども、太陽光発電の問題でちょっと言わせていただきます。

太陽光発電は、発電の際に二酸化炭素を発生しないという意味で、地球温暖化防止に役立つクリーンエネルギーの源です。太陽光発電装置を造るために生ずるCO<sub>2</sub>は1から3年程度で償還されて、太陽光発電の寿命はおおよそ20年から30年と考えられています。その意味からして、地球温暖化に貢献する技術と考えます。

しかし、森林を伐採して設置には多くの問題があります。太陽光発電を設置したことで地滑りや土砂災害につながってしまう事例も発生しています。また、太陽光発電の廃棄の問題が本格化するのには数十年後と考えられていますが、適切な廃棄にはコストがか

かることもあり、土地に設置した太陽光発電がそのまま放置されたり不法投棄されたりするということが懸念されています。将来を見据えた施策でなければ森林を伐採しての設置には大きなリスクがあります。土砂災害や地球温暖化問題に加え、森林面積の減少は、先ほどの森林環境税および森林環境譲与税にも影響してきます。現在、多賀町の森林面積は86%です。85%未満になればその額にも影響されますので、上記を踏まえ、条例の制定の迅速な対応を引き続き要望いたします。要望で終わっておきます。以上です。

○議長（竹内薫君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 1つだけ付け加えさせていただきます。ちょうど昨年の8月、「太陽光、問われる環境対策」という記事が、私、残しておいたんですけど、そこで神戸市で、2018年に発生した西日本豪雨で太陽光パネルを設置した斜面が崩落した、そして新幹線が一時運休した、そういうような事故が発生しております。このとき、神戸の市長が、「山林里山から実りをはぎ取って太陽光パネルを並べることが環境保全につながるのか疑問である。再生エネの普及は望ましいものの無秩序に進めば災害の原因にもなる」と、このように語っておられました。私もそのとおりであると思っておりますので、無秩序な開発はやはり規制されるものであると思っておりますので、そういうような方向で環境審議会の方でも議論をしていただき、そして町としてしかるべき、議員の皆さんとも相談させていただきながら前に進めていければと思っております。以上です。

○議長（竹内薫君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。神戸の事故の事例を挙げていただきまして、多賀の山林森林を守っていくこの条例に関してもよろしくお願ひしたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（竹内薫君） 暫時休憩をします。

議場の時計で10時40分まで休憩したいと思います。

（午前10時28分 休憩）

---

（午前10時37分 再開）

○議長（竹内薫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番、川添武史議員の質問を許します。

9番、川添武史議員。

〔9番議員 川添武史君 登壇〕

○9番（川添武史君） 議長の許可を頂きましたので、私は令和2年度の決算について2つお聞きをいたします。

令和2年度の予算は、町長、町議会選挙の予算でありまして、コロナ感染が広がる中で予算編成がありました。細部までいろいろ計算されて47億8,000万円となり、

自主財源、町税で18億4,000万円、繰入金は財調で1億5,000万円、繰越金は例年予算額が4,000万円、大体毎年2億7,8,000万円はあると思います。またあと雑入、また寄附金を合わせて24億7,000万円、法人町民税の減額1億3,000万円、また財調の取崩し1億5,000万円の予算どおりで決算となる見込みがありました。多賀町の標準財政規模はいくらになっているのか。

また決算書を見ていない中なんです、さきの6月定例会の町長の行政報告で、令和2年度の決算見込みは歳入で59億4,400万円、歳出で56億5,900万円、差引き2億8,500万円と報告をされました。5月13日の臨時会で、専決処分で補正予算第15号で大きく2億1,300万円弱の減額補正を行い、予算額は60億7,200万円になったと思います。まだ1億2,800万円程度の差額があるが、この差額はどうなったのか。また、決算書でも監査委員が約2億円の差があるような話がありました。

令和2年度の依存財源は、国のコロナ対策でどこの自治体も大きく膨らんでおります。町債は臨財債が増額され、凍結防止剤散布車、また霜ヶ原地先の高橋等で9,000万円の増額、交付税が増額されたにもかかわらず、なぜ専決で減額になったのか。また、県支出金も補正で増額になってますが、3月専決で大きく減額予算となりました。

国庫支出金は、大きく1人10万円の特別定額給付金および子育て支援で8億円、地方創生臨時交付金で約2億3,000万円の増額であった。定額給付金の減額、地方創生臨時交付金の減額、繰越明許費3億円などの予算で町民の安全・安心が保たれたと考えているのか。

また、令和3年度の当初予算は48億4,000万円、自主財源は22億5,000万円、町税は昨年度に比べて2億円の減で、今年も還付金が発生をしています。今年度は依存財源に頼らざるを得ない状況で、先日、地方交付税が決定され、臨財債含めて14億4,000万円となり、当初予算よりも1億4,000万円の増額、地方創出臨時交付金、前年度分5,700万円であり、今年度は新たに地方特例交付金の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金5,200万円が交付されています。しかしながら、町税の2億円減収分を補てんできる金額ではありません。前年度同様、地方交付税、国庫支出金の減額が見込まれるが、その対策はどのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

○議長（竹内薫君） 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 川添議員のご質問にお答えします。

まず、5月13日の臨時会で報告をさせていただきました予算額と6月定例会でお知らせしました決算見込額との差額とその取扱いについてであります、令和2年度予算につきましては3月31日付の専決補正をもって予算の調整は終了していますので、出納整理期間での新たな調整はございません。なお、専決処分をさせていただきました際

の予算額と今回の決算における予算額の差は、令和元年度から繰り越した事業分の予算が積み立てられています。また、令和2年度決算書に示します予算額と決算額の差につきましては、スマートインター整備や放課後児童クラブの整備、ワクチン接種などの大きな事業を令和3年度に繰り越したために差が生じたものであります。

次に本町の標準財政規模であります。令和2年度の標準財政規模は3億2,151万5,000円となっております。

3点目の法人税割5,100万円の減額を3月31日付専決ではなく、3月定例会での審議ができなかったのかの質問であります。本町の企業のうちキンビール、ブリヂストン、日生などにつきましては、税の納付期間が3月末でありますので、定例会での審議時には税額の確定に至っていないところから専決処分をさせていただきました。

次に、補正予算で増額となっていた国庫支出金や県支出金に関して専決補正でなぜ減額となっているかのご質問であります。専決補正におきましては大きな予算残が見込まれる歳出については減額補正を行い、特定財源があるものについては同様に減額を行っております。

予算につきましては、事業1つずつについて事業費を見積り予算計上しており、併せて必要な財源措置を講じております。事業進捗に伴う実施額におきまして、いわゆる変更という予算の増減が生じます。特に令和2年度におきましては、ハザードマップ作成事業や樋田地区急傾斜地事業などの大きな事業において入札差金が生じたので減額させていただきました。また、新型コロナウイルス感染症対策のための地方創生臨時交付金事業では、国の交付金の交付基準に合わせて令和3年度予算にスライドして実施する必要が生じたことにより、令和2年度予算を減額させていただいております。いずれの減額におきましても、計画をしておりました事業について最小の経費で最大の効果を上げるべく努力いたしました結果であり、事業の不執行によるものではございません。

5点目のコロナ対策の定額給付金と地方創生臨時交付金の減額についてであります。定額給付金の減額については、早期の給付を行うために電算システムの改修を行わずに事務を行ったことや、当初、新たな転入者の増加を想定し余裕を持って給付金を予算化しましたが、結果として想定まで及びませんでしたので、その残分を減額させていただきました。地方創生臨時交付金は、さきに述べましたとおり、令和3年度にスライドして予算化したことにより減額したものであります。また、繰越明許費3億円につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、やむを得ず次年度に繰り越したもののほか、国の補正予算に対応して令和2年度に計上した事業費の繰越しでございます。

この度の新型コロナウイルス感染症による対策として、多賀町では高齢者へのマスクの配布が始まり、1人10万円の給付金、子育て世帯や障がいをお持ちの方への給付金、学校等での感染を防止するための対策費、商店や事業所への支援給付金、地域経済の活性化事業など、町民の皆様の安全・安心の確保のために取り組んでまいりました。引き

続き、その確保に向けて進めてまいります。

最後に、令和3年度においても税収減が予想されますが、その対策についてのご質問であります。

令和3年度の当初予算では、令和2年度と比較して約2億円の町税の減収が生じると予測を立てております。しかしながら、先般、国から決定された普通交付税や臨時財政対策債発行可能額の合計は14億5,000万円となり、当初予算との比較では3億5,000万円の増額となっております。このことから今議会の補正予算でも上程させていただいておりますが、財政調整基金からの1億5,000万円の繰入れを取りやめ、約2億円を新たに積み立てる予算を計上させていただいております。

議員もご指摘いただいておりますとおり、今年度の法人税の減収につきましても非常に危機感を持っており、予断を許さない状況であると思っております。現時点での財源につきましても確保できているものと考えております。引き続き動向を注視してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 2年度予算が47億8,000万円で補正が12億円、約59億円、そういうことです。繰越しが約3億円あると思うんですが、総額では3億円ほど当初予算より減額になってるような話ですが、その辺はどのような計算でどの辺が減ってるのか。

○議長（竹内薫君） 久保町長。

○町長（久保久良君） ただいまの川添議員の質問、もうちょっと私にも理解できるように質問していただけるとありがたいです。皆さん、分かりましたか。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 後ろの方は、今回、決算の講習会が天津でありましたんで、多くの議員の皆さんも決算委員会こういうようにやるということを研修されてるんで。副町長。

○議長（竹内薫君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） お答えをさせていただけるのかなと思いますけど、質問の内容がちょっと、私、反問権がないのでこれ言えませんので、理解には分かりませんけれども、要は決算を今おっしゃっているのかなと思いますけれども、一部、来年度の繰越し3億円まで予算までが入ってますので、これは令和2年度から3年度への繰越し明許費ですか。令和2年度から令和3年度への繰越しが3億2,760万3,000円でございます。先ほどの2年度の予算額と決算額との比較をされておられましたけれども、その中には繰越し明許、予算額60億円の中には繰越しは入っておりません。決算の中には元年度からの繰越しが入っておりますので、それを対比するというのはちょっと難しいので、対比する対象を分けていただくと予算額とほぼ同額となってまいりますので、一方で繰越しを入れて予算の中では繰越しが入っていないというそういう比較でありますので、な



かなかそこが理解できないという部分になろうかなと思います。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 単純に計算して今の話は言うてるわけです。47億8,000万円の予算で補正が約12億円やと、あと59億円、そこで3億円、仕事してないんやったら、その分が仕事ができでないんじゃないかという話をしてるわけです。

○議長（竹内薫君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） お手元にもし決算書がございましたら見ていただきたいんですけども、令和2年度の予算額60億7,211万2,000円、それと決算額59億4,452万7,000円、この中には令和元年度からの繰越しが1億2,226万4,000円含まれております。これを純粹に繰越しをない状態で差引きしますと2億4,900万円になります。この額は決算額のうち元年度から来ております予算減額との歳入未済額がございまして、これを引きますとちょうど予算減額と合うということでございまして、比較対象がちょっと違っておりますので、その辺を整理していただければご理解いただけるかなと思います。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 大体それで47億8,000万円の仕事ができてるということを理解していいわけですか。

○議長（竹内薫君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） お答えします。令和2年度におきましてもコロナ対策が入ってございましたので、多賀町の予算規模からすれば、これは相当な予算規模になっております。この辺はしっかりとコロナ対策、国と合わせて、国の制度の隙間を埋める、あるいは補完的な予算を執行したということで、この辺は対策はしっかり講じてきたと思っております。あと、コロナを引きます一般施策につきましては、従前の継続事業もありますし、新規事業もやってきましたので、それは十分にその機能を発揮していくのかなというふうには理解をいたしております。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 経済対策でいろいろと国からお金を頂きました。多賀町も5,000円の給付をやりました。商工会の商品券プラス、P a y P a y を使えるということで、P a y P a y の予算も結構使われたと思うんですが、多賀町でP a y P a y を使える店はどのくらいあるんか。

○議長（竹内薫君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） お答えをさせていただきます。

今現在、正確な数字は把握しておりませんのでお答えはできませんけれども、サービスエリアとか新しいお店につきましてはもう十分対応されておりますので、数件ということではないかと思っております。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 新規の事業者はP a y P a yも使えるというところがあると思いますが、P a y P a yを使うと入金が入ってこない、最低でも1か月遅れる、また手数料を取られる。今年開店されました店でも、できるだけ現金を払ってくださいと。なぜかと言うと、一般個人の店、零細な個人事業では、P a y P a yをやっていると金が回っていかないという状況なんです。その辺を、課長ご存じですか。

○議長（竹内薫君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） P a y P a yだけにこだわらずいろんな電子決済というのがあるわけですが、例えば車屋とか大きな単価を扱われる方にとっては、その1つずつの手数料をP a y P a yでお支払いをされて手数料が3%とかということがかかってくるのと、非常に経営にダイレクトに影響するだろうというようなことは推察はします。ただ、お客さんの目線から言うと、小さな商店ではそれを使っていくというような、3割ぐらいの方だと思いますが電子決済を使いたいという方が現実におられるわけですので、そういう方をどうやって取り込んでいくかというのも商店の力の見せ所かと思えます。

もう一つは、国の大きな流れとして電子決済というのは、できるだけ現金というのはウイルス等の広がっていく可能性が高いというようなこともあり、もう現金ではなくできるだけ電子決済の方へ移行していこうというデジタル的な考え方もあって、今現在、現金と電子決済両方、足が乗っている状態かと思えます。基本的にそれぞれの商店が自分の得意な範囲でもって決済を選んでいただければいいんじゃないかなとは、今現段階では考えております。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） そういうことを思われてるのであれば、多賀の町の中でもP a y P a yを扱える店、そういうなんを行政の方で作っていく、またそういう補助をしていく、そういうことがないと何ぼ言うても空論しかないです。その辺を、今後これからどうして考えていくか。

○議長（竹内薫君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） 私がお答えすべきことじゃないのかもしれませんが、昨年度、企画課におりましたのでお答えさせていただきますと、この事業は昨年度のコロナの対策事業で電子決済というときには、商工会にもお願いをして説明会というのを開催させていただきました。その中で何件かはそのときにそれぞれの決済を選んでいただいて入っていただいたという経過がございますが、確かに今おっしゃるように、今現在それでできているかというそれはできてないかと思えますので、もう一度関係課と協議して、どういうふうに広めていくかというのを考えてまいりたいと思えます。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 42ページにキャッシュレス決済の事業評価があります。キャッシュレス決済は利用促進部分では特色ある事業だったと、人口減少の歯止めをかける必

要があるが成果が出にくい事業でもあると、しかし継続して取り組むべき事業でもあると、これはどっちのことを指しておられるのか、キャッシュレスをやるんか。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 先ほどから貴重なご意見、ありがとうございます。実際、キャッシュレスの決済普及推進事業、これについては昨年度の交付金事業を活用してということによって一定の形を示させていただいたと思います。今ご意見がありますようなP a y P a y等の普及については、そのときに調整させていただいた件を、商工会のお力を借りたところは大事だと思います。そちらの方とまた協議をさせていただくような形で調整の方を図らせていただきたいと思いますと考えております。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） キャッシュレスにするためにも、多くの金を使われていると思うんです。今、本当にコロナで困窮されてる方が多くおられます。保育園も昨年度の5月は、大体5、60人ぐらい町の要請で休まれてました。今年は2、30人ぐらいしか休めない。それだけやっぱり仕事をせんと食べていけないという方がおられるんです。そういうことを考えたら、副町長の話になるけど、基金で金を残すのも大事やけど、やはりそういう人を救うことも町の責務だと思うんです。その辺はどう思いますか。

○議長（竹内薫君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） 基金に積立て増額というのは、これは大きな事業が山積をいたしております。将来の方に負担を強いることなく、できるだけ財調を投入しながらその事業に充てていきたいという思いから、今、財調の方へ積立をしておりますので、これは借金すれば事業はできますけれども、それはおのずと後年に負担をかける、今の若い方々に将来にわたって負担をかけていくということになりますので、貯金ばかりしているというようなご指摘ですけれども、そういう意味合いで今現在やっております。コロナ対策におきましても、今、国保税の減免制度も引き続きやっておりますし、介護保険制度もそのまま引き続きでありますので、そういう補完的な制度は残しつつ経済対策も回していかなければならないというような局面になっているのかなというふうには思っております。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 昨年度の9月に甲良町もやっているように、5,000円のキャッシュを出していただきたいというように委員会でもお話ししたと思うんですが、本当に困っておられる方もおられます。今年、商工会が県のお金を頂いて、10月1日から売出しをされるんです。課長にも話したので知っておられると思うんですけど、その辺は分かっておられますか。

○議長（竹内薫君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） お答えになるかどうか分かりませんが、川添議員からお話を伺って、私も問合せをさせていただきました。会長へでしたかね。100万円の事業を

実施して、多賀町内の商店を元気づけるんだというようなことのようにございます。ただ、詳細の案内が我々のところに、きちっと一住民までは行ってないんじゃないかなというようなことを感じてまして、その辺はまた産業環境課とも話をして、効果的な事業になるように応援していきたいと思います。

○議長（竹内薫君） 川添議員、非常に予算に関しては範囲が広いので、できましたら通告書の何番ということをお願いできますか。時間がございませんので。

○9番（川添武史君） そんなに議長言うてもらわなくても、ちゃんと分かって質問してますんで、あんたが分からないだけの話なんで。商工会はどうも一生懸命やってるんですよ。だから何で町がそれに乗っていかないのか。原課が商工会にお願いして、そうしてやってください。町と商工会はそんなに悪いんですか。

○議長（竹内薫君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） 昨年のコロナ感染症対策におきましても商工会とは連携をしながらやっておりましたので、特段、商工会と町がとやかくというような話ではないかと思えますし、今後におきましても連携は深めていかなければならないという認識はしております。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 10月1日の開始ですから、去年は非常に立派な、今、商工会がどのくらいのことをやるんか分かりませんが、こっだけ立派な分を去年は作っていただきました。商工会は100万円を県からもらって、そのまま100万円分が当たる事業をするんだと思います。商工会も住民のためにやってるんであれば、やはり町もやらんと、率先してやってもらわんと、何のために皆さん税金を払ってるんか。

もう一つお願いしたいんですけど、多賀区はこの敬老の日9月20日に、本当に高齢者の人が大変だということで、会費は頂いているけど事業ができないその分1,000円の商品券をお渡しする。みんなは多分、各地区で考えてやっておられるんですよ。町は何でその辺を考えんのか。

○議長（竹内薫君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） 今ご指摘いただいた話ですけれども、去年ですと、住民の皆さんからコロナ禍における経済の疲弊とか、そういういろんなご意見も頂戴をいたしております。これ、全国的な話になるかなと思いますけれども、直接住民の方が町の方へという話とは、前年と比較しますとそういう話もなかなか聞こえてこないというようなこともございますし、こういう状況ですと経済を回しながらという話にもなって、皆さんご努力を頂いて、政策的にそういった給付金を特化していくというような流れには、今、全国というか、滋賀県の自治体の中でもそういう流れにはなっていないのかなというように思っております。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 県もほかの市町村もやらないんで多賀町もやらない、そういうこ

とですね。それではやっぱり駄目ですよ。自分ところの町民は自分のところで助ける、僕はそう思うけど、それでもそう思われますか。

○議長（竹内薫君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） 実態を調査しておりませんが、そういうことが今現在ではなかなか難しいのかなというふうに思っております。むしろ、一般行政施策をしっかりとやりながら経済活動を動かしながら感染防止対策をしながらというようなことで、住民の皆さんにはお願いをしているところでございます。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） しっかりとその辺も、町民は何を望んでるんか、それなんですよ、町がやらなアカンことは。ただ僕自身も思うてるんやけど、本当に例えば監査委員が言われてる税の収納率はめちゃめちゃ多賀はいいんですよ。その割にはやっぱり困っておられる人もおられる。この間、社協の方とお話ししたんですけど、「借金をしたい。だけど金が本当はない。社協の金をお借りしたい」、「返済どうすんねん」と、「次の年金で少しずつ払っていく」、それだけ大変な人もおられるわけです。その辺はやっぱり町としてどう考えているのか。生活保護は県任せやというだけやなしに、しっかりとその辺を言うてください。

○議長（竹内薫君） 川添議員、ものすごい範囲が広すぎて、関連であるのは分かるんですけども、もう少しこの通告書の要点にまとめてできればお願いできますか。

久保町長。

○町長（久保久良君） 今、川添議員が令和2年度の決算について質問をされておられます。また、福祉関係の弱い方々の対策についてとか、そういう福祉のことについて聞かれるんであったら、改めてまた次回の一般質問でしていただければいいと思っております。今のご質問は今回のご質問とかけ離れたものと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（竹内薫君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 私は予算の中で話をしています。こういう予算があったら、こんだけ金を貯めてるんやったら、しっかりそれを使ってくださいという話を例を挙げて話をただけです。これを間違えないでください。そういうことであれば。

もう一つお聞きしたいんですが、この間、先ほど講習に皆さんと行ったお話をしました。令和元年度の決算カード、これ、令和元年度の決算と金額が違うんやけど、これはどういうことになってるのか。

○議長（竹内薫君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） 元年度の決算カードは今日は持っておりませんが、おそらく一般会計と普通会計との差であるかなというふうに思っております。

○議長（竹内薫君） 川添議員、通告書にないことは。

○9番（川添武史君） 元年度のやつの話を。

- 議長（竹内薫君） 通告書にございますか。
- 9番（川添武史君） ちょっと聞き漏らしたんです。
- 議長（竹内薫君） 副町長。
- 副町長（小菅俊二君） 会計には一般会計と普通会計、普通会計というのは育英資金とか工業団地の特別会計とかいろんなもんが入ってきて普通会計と呼んでいます。今おそらく決算カードをお持ちのは普通会計で表示がされてるかと思しますので、一般会計との決算額とは相違しております。
- 議長（竹内薫君） 川添議員。
- 9番（川添武史君） ずっと前から副町長にお願いをしておるんですが、決算、何でもっと分かりやすい決算書をしてくれないのか。これは今度、実際にずっと複式簿記でやってください。財産はいくらあるんや、借金はいくらあるんや。借金は分かります。財産、公共、例えば庁舎、学校、いろんなもんがあります。そういうようなものの金額を出していただきたいのと同時に、やはりそれをやることによって、例えば今の世代で借金して払っていく、例えば子どもが今、保育園とか幼稚園とか出すのであれば、将来の人も負担をしていただく、そのようなやり方も必要ではないかなというように思うんです。だからその辺をそれで見てもらうと、これは将来的な人にも負担してもらう金額であると、こういうことが一目分かるわけです。そういうこともぜひとも次回から決算でお願いしたいと思います。
- 議長（竹内薫君） 小菅副町長。
- 副町長（小菅俊二君） 今示していただきましたのは、財務諸表の4表の内容であるかなと思っております。これは毎回申し上げておりますように、決算が3月でまとめておりますので、3月の段階かもしくは4月に入ってからか、ホームページで公表をいたしております。私ども、この財務4表の内容につきましては、先日、職員全員研修会を受けました。その中で、今、多賀町の財政は何が圧迫しているのかというようなご指摘も頂きましたので、そういうこともいろいろと分析をしながら、多賀町の財政の状態がどういようになっているのかということはこれからもやっぱり研鑽を積んでいかなければならないと思っておりますし、また住民の皆さんにもできるだけ詳しい分かりやすいような財務4表の公表の仕方というのも検討していかなければならないかと思っております。
- 議長（竹内薫君） 川添議員。
- 9番（川添武史君） できるだけ分かりやすいやつを出していただきたい。ずっとホームページで報告してるというだけでは、なかなか議員の皆さんもあまり分からないと思うんで、しっかりとその辺は来年度からよろしくお願いします。
- これで質問を終わります。
- 議長（竹内薫君） 次に、5番、松居亘議員の質問を許します。
- 5番、松居亘議員。

〔5番議員 松居亘君 登壇〕

○5番（松居亘君） 議長のお許しを頂きましたので、私はこの9月定例議会に当たりまして、通告に従い2件について一般質問いたします。時間を多分心配しておられますが、多分12時までには終わるんじゃないかと思っております。

まず最初に、介護保険制度について福祉保健課長に質問いたします。

高齢期の生活を支える介護保険制度は、2000年4月にスタートいたしました。介護を家族で抱え込まず、社会全体で高齢者の生活を支える介護の社会化を目指し、サービスを利用者自身が選び、介護を受けながら自立した生活の実現を理念に掲げています。制度の運営は40歳以上が支払う保険料、国と地方の公費、利用者の自己負担で賄われております。要介護度に応じて在宅や施設で食事や入浴の介助、リハビリなどが受けられます。多賀町では本年3月に令和3年度から5年度を期間とする第8期多賀町高齢者福祉計画および介護事業計画が策定されました。多賀町社会福祉協議会でも第2期多賀町地域福祉活動計画がスタートしております。来年以降、団塊世代が75歳を迎え始め、これからの超高齢社会では介護サービスの在り方が更に重要になってきております。このような状況を踏まえまして、次のことについてお伺いいたします。

1つ目が、要介護認定の基準はスタート時期と比べてどのように変化してきましたか。

2番目、介護保険は高齢者の自立した生活を実現するために、自らサービスを選ぶ自己決定権を大切にしております。そのためにどのような方策をされていますか。

3つ目、利用者が望む生活実現には、地域に使える資源があるはずですが、ケアマネジャーのプラン作成の一助としての地域資源リストづくりにはどのような取組をされていますか。

4つ目、介護制度ができて20年が経ち制度が複雑化してきているのではないかと指摘がございますが、今後どのように改善していく考えを持っておられますか。

5つ目、今後の大きな課題として、財源不足とサービスの支え手の不足が考えられますが、どのように対応していく必要があると考えておられますか。

6つ目、国民健康保険事業と同様の広域合併は今後考えられますか。

7つ目、元気な高齢者を多くつくるということは、介護認定率の低下と介護給付費の低減につながります。これからの元気な高齢者づくりについて多賀町の方針はどのようになっていますか。以上についてお伺いしておきます。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 松居議員のご質問、介護保険制度についての1点目、要介護認定の基準はスタート時期と比べてどのように変化してきましたかのご質問にお答えいたします。

介護保険制度では、要介護状態になった場合や介護予防サービスが効果的な状態である要支援状態になった場合に、介護の必要度合いに応じた介護サービス等を受けること

ができます。この要介護状態や要支援状態にあるかどうかの判定を行うのが要介護認定であり、介護の必要量を全国一律の基準に基づき客観的に判定する仕組みとなっています。

2000年の介護保険制度施行時は調査項目が85項目でありましたが、その後3年ごとに改正され、2006年4月には大きな制度改正があり、その際に要支援認定が要支援1と要支援2に分けられました。さらに、2009年4月には全国的なばらつきの是正などに関して調査項目の見直しがされ、基本調査は74項目に変更となり、それ以降は大きな変更なく経過しております。

2点目、高齢者の自立した生活を実現するための自己決定権を大切にするため、どのような方策をされているかについてのご質問にお答えいたします。

介護予防および介護サービスを利用する要支援および要介護者には、ご自身がどうしてほしいのか、どうなりたいのか、何をしたいのかをケアマネジャーが確認し、介護サービス計画を作成し支援をすることになっています。

介護保険制度の理念は、単に介護を要する高齢者の身の回りのお世話をすることを超えて高齢者の自立を支援することであり、介護サービス計画を作成するケアマネジャーにご本人の思いをしっかりと傾聴する姿勢が必要であり、身心の状況について課題整理をした上で、ご本人の思いを計画に反映できる力量が必要であると考えています。

地域包括支援センターでは、町内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーを対象に、自立支援や自己決定権を尊重するためにはどのような支援が必要かなど、事例を通してケアマネジャーの資質と能力向上を図るための取組を実施しており、また愛知郡と犬上郡の4町の地域包括支援センターが主催で事業所のケアマネジャーを対象に合同研修も開催しているところでございます。

3点目の質問、地域資源リストづくりにはどのように取り組まれているかにつきましては、まず令和元年から地域包括支援センターと社会福祉協議会が連携し、福祉会の代表者と地域の困りごとのテーマで情報交換を行い、令和2年度は地域で生活していくに当たり必要となるサービスや地域資源についての情報収集に取り組んでまいりました。多賀町で利用できる民間の買物支援や宅配、民間の配食サービス、愛のりタクシー活用の事例、地域の介護予防活動に取り組む集いの場や地域サロン活動、また地域の支え合いで行われているごみ出しや見守り活動等について、今年はこれらの情報を暮らしのお手伝いハンドブックとしてまとめた冊子を作成する予定でございます。今までからもケアマネジャーには地域資源の一部の情報提供はしてきましたが、この冊子が作成されれば、より幅広い地域資源の情報が提供でき、介護サービス計画にも活用していただけるものと期待しております。

4点目のご質問、介護保険制度ができて20年が経ち、制度が複雑化してきているとの指摘がありますが、今後どのように改善していくべきと考えますかのご質問にお答えいたします。



松居議員のご指摘のとおり、介護保険制度は2000年4月の施行から20年以上が経過し、私も当時、介護保険制度の準備から携わっていましたが、確かに制度が複雑になってきていると感じております。その背景にありますのは、高齢化の進展とともに介護給付費が増大していることであり、今後も持続可能な制度であるために、また介護保険制度の理念である自立支援を目指すため、それぞれ必要な制度改正であったと理解しています。

介護保険制度は国の制度でございますので、我々、保険者においてできることは、介護サービスをご利用になる場合などを含め、住民の皆様が理解していただけるよう分かりやすく丁寧にご説明をさせていただくことだと考えており、今後もこの点につきましては継続して努めてまいりたいと考えております。

5点目、今後の大きな課題として、財源不足とサービスの支え手の不足が考えられますが、どのように対応していく必要があると考えていますかのご質問にお答えします。

松居議員のご質問にありますように、今後、高齢者の人口の増加、長寿命化、あるいは介護報酬の改定により必要な介護サービス事業量と費用は増大し、財源不足と介護を支える人材不足は必至であります。

この課題に対しましては、介護保険の財源を見直し、国の公費負担分の割合を高めるなど、抜本的な制度改正を求めるよう県から国に働きかけることについて、町村会を通じて継続した要望をしております。

人材不足につきましては、国では福祉人材確保に向けた取組として、まずはほかの産業と遜色ない水準に向けた介護職員の処遇改善、そして元気高齢者をはじめとする多様な人材の確保、さらにICT、AI、介護用ロボットなどの活用など新しい技術の導入、またメディアによる介護職の魅力の向上を図るための情報発信、そしてコロナ禍により現在は困難な状況ではありますが、外国人材の受入れによる新たな介護の担い手を増やしていくといった取組を始めています。

多賀町におきましても、第8期介護保険事業計画の中では、元気な高齢者を含めた多様な人材の参入促進や1市4町広域での福祉人材確保事業への取組、また働きやすい職場環境への取組などを推進していく計画となっております。

6点目の質問、国民健康保険事業と同様の広域合併は今後考えられますかのご質問にお答えいたします。

県内の6町では、現時点では介護保険制度の運営について市町間の調整を図り、広域化の検討を進めるよう要望しているところですが、まだまだこれからの検討となります。各市町の介護保険の運営状況の分析をはじめ、広域化によってどんなメリットがあるか、どのようなデメリットが想定されるのかなど様々な観点から検討が必要であり、広域合併についての方針について現時点ではまだお答えができる状況ではございません。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

7点目、これからの元気な高齢者づくりについて多賀町の方針はのご質問にお答えい

たします。

当町におきましては、介護保険制度の地域支援事業における介護予防事業を重点的に実施してまいりました結果、令和2年度末の要介護認定率は全国が18.7%、滋賀県が17.6%である中、当町の要介護認定率は14%と大きく下回っています。

今後は更に高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組む計画であり、従来からの介護予防事業対象者からより幅を広げた高齢者に対して、介護予防、フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防や重症化予防などの事業を展開し、健康寿命の延伸を目指したいと考えております。また、40代、50代等を中心に高齢期を見据えた運動習慣定着など、若いうちからの健康づくりへの取組を更に推進していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） それでは、再質問を簡単にさせていただきます。

まず1番目の質問の中で、2000年に85項目あったが2009年に74項目まで下がったと、その間、2006年に大幅に改定されたというお答えだったんですが、これ大幅に変えてから増えたと思うんですけど、そこら辺、ちょっと下がった理由、分かっていたら。

それからもう一つが、2番目の質問の中で、4町で合同研修やっておられるということなんですが、具体的にどのような研修をされているのか。

それから3番目の質問で、ハンドブックを作っておられる予定ですが、いつ頃、発行される予定なのか。

それから6番目の広域合併の話なんですけど、今のところ全然動いてないということなんですけど、例えば事務的な段階で話し合われることがあるのか、そこら辺だけ教えていただけませんか。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） では、再質問にお答えいたします。

1つ目のご質問の要介護認定調査の質問項目が85項目から74項目に変更になった理由についてお答えさせていただきます。

一言ではなかなか簡単に説明することは難しいのですが、当初、ご本人ができること、例えば体の動き方ですとか、いろんな細かいチェック項目があるんですが、できること、あるいは介護があればできることと、介護の状況を見るのか、本人の力の、ご本人の持っている能力を見るのかという辺りが見直しをされまして、項目が変更されたところがございます。それだけではございませんが、認知症の生活の状況であったりとか、事細かくかなり広範囲に及ぶ認定調査の項目でございますので、それぞれにばらつきがあるような項目については見直しがされて、できるだけ誰が実施してもばらつきのないような

認定調査の項目にということで調査項目が改定されまして、結果的に項目が74項目に収まったというような状況でございます。

2つ目のご質問、合同研修についての中身ですが、今回の松居議員の質問に準じますと、4町で実施する研修の中には、自立支援を目指した介護計画のプランはどういうふうに作成するのかといったテーマで、例えばリハビリの先生に来ていただいて自立支援の視点についてどのように考えるか、それをどのように情報収集をするのか、ご本人の思いを聞き取るにはどのような対応が必要なのかというような辺りも、研修の方で毎年のように取り入れている状況でございます。2か月に1回、合同研修をさせていただいております。

3つ目、ハンドブックにつきましては社会福祉協議会の方に事業を委託しておりますが、年内中にはもう印刷というようなことで、配布についてはまだこれからの検討になります。年内中の印刷、製本というようなことで、今、動いている状況です。

4つ目、広域合併についてですけれども、こちらの件につきましてはまだまだ事務レベルでの話も今のところは動いてないような状況でございます。以上です。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） ありがとうございます。

それでは次の質問に移らせていただきます。町道敏満寺本線の路面について、地域整備課長にお尋ねいたします。

町道敏満寺本線は国道307号椿坂交差点から多賀尼子間を結ぶ延長約1,200mの1級幹線町道でございます。自動車等の長年の通行により、路面損傷が多く見られます。その状態は、舗装の剥離、うねり、つぎはぎ、へこみ、隆起、亀の甲状のひび割れがほぼ全線にわたり見られます。また、マンホール蓋設置箇所における突出や段差や横断構造物上の沈下などところどころございます。そして、町道沿いに設置されている暗渠構造物と舗装との間に段差ができていまして、バイク、自転車の転倒事故につながりかねない箇所が随所に見られます。地元敏満寺からも毎年、舗装等の要望がされていると思います。このような状況について、どのように対応を考えておられますか。

1つ目が舗装事業による路面の修復、打替え、オーバーホールの施工等についてどのようにお考えなのか。

2つ目、1級幹線町道であることから、国庫補助事業による舗装事業等の適用、採用はないか。

以上2件についてお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 松居議員の町道敏満寺本線の路面についての1つ目ならびに2つ目のご質問につきましては、関連いたしますのでまとめてお答えをさせていただきたいと思っております。

町道敏満寺本線につきましては、雨水排水路の整備による舗装の本復旧を実施した区間以外においては舗装の老朽化が進んできております。また、松居議員のご指摘のとおり、排水構造物や下水道のマンホール等と舗装面との段差が大きくなっている箇所も多く見られる状況であり、部分的な舗装補修により対応させていただいております。しかしながら、根本的な問題解消には至っておらず、全面的な舗装の改修が必要であると認識しております。

当町では、国庫交付金を活用した計画的な舗装修繕事業に取り組んでおり、継続して実施してまいりました町道敏満寺高宮線の舗装補修工事が今年度で完了する見込みとなりました。この事業による次年度以降の対象路線としまして、町道多賀高宮線や四手多賀北線、敏満寺本線での実施を計画しているところですが、国からの事業費の配分は年々厳しい状況となってきておりますので、短期的な対応としましては部分的な舗装補修により引き続き対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） ありがとうございます。今の全面的に改修が必要だという認識、それは変わってないと思うんですが、それで今年、敏満寺高宮線は終わったと、来年度から違う道に変わっていくと聞いたんですが、どのぐらい事業費は来年度から見込めるのか、全部だと思うんですけど、どれぐらい来るのか、これが分かっておりましたらお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。今年度まで敏満寺高宮線を実施してまいりました。年々、予算の要望に対して内示の額、内示の率が落ちてまいりまして、昨年度は非常に落ち込みが激しかって、3割ぐらいしか要望に対して頂けておりません。今年度につきましては内示ゼロでゼロ%でございました。1つには、スマートインターチェンジも交付金事業で実施しております。その関係もありまして、一連の終わりの決まっているスマートインターチェンジの事業につきましてはできるだけ内示額を落とさないでお願いしたいということで、町の中で交付金事業を幾種類かやってる中で優先順位というものを付けさせていただきます。その中で、どうしても優先順位としましては高い方には持っていけないという状況でおりますので、それも関係ありまして予算の内示が低くなっている状況です。

今ほど申し上げました次の路線につきましては、今、舗装の修繕の設計が終わっておりますのが多賀高宮線と四手多賀北線、この2路線でございます。敏満寺本線につきましては、まだ修繕の設計の方が終わっておりません。今後、設計を出させていただきます工法を検討し、それによりまして事業費の方を確定していくという流れになってございます。ただ、平成26年度に多賀町内で舗装の全体的な調査を行っております。あまり1か所に細かく調査をしているわけではなくて町内の全路線をやっておりますので、

その中で敏満寺本線の状況につきましても、本体自体の支持力が極端に低い状態になっているというふうには聞いておりません。ですので、工法的には打替えが一番適当、打替えによって路盤の厚みを増強して舗装の強度を上げるという工法が一番適当ではないかというふうになっております。これはまだ敏満寺の中が上水道の管がそれほど新しい状態ではありません。また今年度も非常に漏水が多うございます。ですので、この水道の方の施設も改善が必要になってくる場合に、あまり路床改良といいますか、セメント改良みたいな形を取りますと後々の工事がしにくくなりますので、路盤の打替えという形でやっていきたいとは思っておりますので、事業費としては延長が長いですから非常に大きくなるとは言うものの、メーター辺りの単価はそれほど高くはないのではないかなというふうには思っております。以上です。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） もう少しだけですが、それでやはり僕が一番心配しているのは、最近、高齢者の方が多くなってきて、自転車とかバイクの方がいるんですよ、敏満寺は。見てもらったら分かるように、「構造物の間に段差ができて大変危ない。何とかしてほしい。転倒事故でも起きたらえらいこっちゃ」というように僕も聞いてますので、これだけは未然に防いでいただきたい、必ず。だから、それはもう認識してると思うんですけど、補修なりしていただいて、最終的には全面改修をお願いいたします。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（竹内薫君） 暫時休憩します。

再開は議場の時計で午後1時からとします。

（午前11時57分 休憩）

---

（午後 0時56分 再開）

○議長（竹内薫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、近藤勇議員の質問を許します。

3番、近藤勇議員。

〔3番議員 近藤勇君 登壇〕

○3番（近藤勇君） 3番、近藤勇でございます。ただいま議長のお許しを頂きましたので、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

私は、多賀小学校の通学路の安全管理ならびに小学校の通学方法の変更についてという2点の質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目でございますが、現在、多賀小学校の児童は、徒歩またはバス、あるいはタクシーで通学をしています。徒歩での通学は多賀、尼子、敏満寺、土田、中川原、月之木、久徳、一円、木曾、木曾団地、バスでの通学は八重練、大岡、四手、佐目、南後谷、タクシーの通学は栗栖の子どもたちですが、本会議では通学路の安全管理と通学方

法について質問をさせていただきます。

徒歩での通学のうち月之木、久徳、一円、木曾、木曾団地、中川原の子どもたちは、町道中川原月之木新道線と町道多賀月之木線を利用しております。経路としては、国道306号線の中央公民館の信号付近から、久徳、月之木、多賀ささゆり保育園の横を通過して県道多賀高宮線の交差点までを通過しております。また、この町道沿いには、普段から水量も多く水の流れも早い、通称高宮川、芹川沿岸土地改良区の左岸幹線水路があります。

そこで、通学児童の安全の確保の視点から、次の点についてお伺いをいたします。

1 点目が、道路、特に通学路としての維持管理は適切か。

2 点目が、幹線水路に児童が落ちない対策は万全か。

3 点目が、児童の視点で見通しは確保できているのか。

4 点目、町道月之木グリーンヒル線、町道中川原月之木新道線の交差点、グリーンヒル団地の入口に設置されている停止線、「トマレ」と片仮名で書いておりますが、その表示は適切か。

以上についてお伺いをいたします。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 近藤議員の多賀小学校の通学路の安全管理についての1つ目から3つ目までのご質問は関連いたしますので、まとめてお答えさせていただきます。

多賀町における通学路の安全対策につきましては、教育所管、道路規制所管、道路管理者で構成する多賀町通学路安全推進会議において策定いたしました多賀町通学路交通安全プログラムに基づき、平成27年度から3者による合同点検を毎年実施しており、その結果から、対策の整理、実施、検証までを年間のサイクルとして繰り返し実施しております。

町道中川原月之木新道線ならびに多賀月之木線につきましては、長年にわたり多くの小学生が通い続けた通学路であるためか、これまでにおいて危険箇所が抽出されてきておりませんが、近藤議員のご質問のとおり、路肩の除草が不十分であるために通学の妨げになっている箇所や、幹線水路沿いの転落防止柵が水路の管理用のため1m程度途切れた箇所が数か所存在しておりますので、早急に対策を検討し、実施できることから進めさせていただきたいと考えております。

4つ目のご質問につきましては、町道中川原月之木新道線と交差する町道月之木グリーンヒル線を新設したことで生まれた交差点において出会い頭の衝突事故を防止するために、それまで交差点のない道路でありました町道中川原月之木新道線を通行される方に、より注意を促す目的で、インパクトのある「トマレ」の路面標示を設置し、町道月之木グリーンヒル線を通行される方には、交差する道路が通学路であることを認識して

いただくための標識を設置させていただいたものでございます。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） ありがとうございます。ただいま地域整備課長から回答を頂きました。この中でいくつかの部分について質問をさせていただきたいと思っております。

この一般質問の先ほど言いました通学路を徒歩で通っている子どもたち、月之木が6人、久徳が28人、一円が5人、木曾団地が6人、中川原が13人の子どもたちが、月之木の子どもは久徳と中川原に分かれて途中で合流して通っているという状態を聞かせていただきました。それと併せまして、先ほど課長の方から話がありましたように、通学路の安全推進会議という設置の部分もこの間知ることができました。併せて、交通安全プログラムということで設定していただいているということも確認をさせていただいております。

今のこの4点目の「トマレ」は誰が設置したのかということで前回も町の方にも確認いたしましたら、「私のところではしてない」という話やったんですけども、今は課長の話によりますと、町の方で「トマレ」の設置をしたと。この「トマレ」の表示が漢字で書いてると交通安全協会かな、そして片仮名あるいはひらがなで書いてるのは誰かその地元の人が設置をしてるということも確認をさせていただきました。

それと併せまして、昨日もまたわざわざご丁寧に通ってきたんですけども、あそこに「通学路につき徐行」というのが、この横道の部分で付いております。それと、「団地内通り抜けご遠慮ください」とか、あるいは「団地内につき徐行」という立て看板がしてます。あれは町で付けられたということですか。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今ほどおっしゃっていただきました警戒標識と申しますか、団地内徐行の標識も全て黄色い台に黒い文字だったと思っております。それは全て道路設置のときに整備をさせていただいております。

○議長（竹内薫君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） 分かりました。以前確認をさせていただいたら、どこかこのグリーンヒルの団地の自治会の方で書かれたん違うとか付けられたん違うかという話をお伺いいたしておりましたので、今日再度確認をさせていただいて、全て町の方で設置したということを確認させていただきました。

その中で「トマレ」の標識について1点だけ、確かに子どもたちが通学している、先ほど申しました道については狭いです。新道の方が幅が広くなりました。新道の幅が広くなったさかいは、そっちを「トマレ」、いや通学路の方を「トマレ」というけんかはしたくございませんが、せめて表示をするのであれば、先ほど言いましたように、「通学路につき徐行」というような看板よりも、両方に「トマレ」という表示を僕はしてほし

いなど1点思います。そのようなことをまた考えてほしいなど、子どもの安全を考えるのであれば、何でもか言いますと、グリーンヒルの団地にお住まいの方もたくさん小さなお子さんを持っておられます。その子どもらはこちらへ出てくるのか、柏葉を通ってお宮の裏へ行くのか分かりません。そやけれども、子どもを育てる、安全に育てるという部分でいくのであれば、本当に何が安全なんやと。以前はあそこに団地はなかったですから、あんなところに橋もかかってませんでした。団地の方に聞きますと、「ここには橋がかからへんさかいに奥の区画が買えて良かったな。そやけど区画買うたとたん、何や知らんけどこんなところに橋がかかって、ひとつも静かなことないな」という声も何人か私、聞きました。今、橋がかかってしもうて道ができましたから、それをとやかく言うつもりはございませんが、やはり安全・安心にということであれば、車が通るのは横道の方が多いと思いますので、そちらにもやはり「トマレ」という表示を1つでもしていただきたいなというふうに思って、今のこの4点目の話をさせていただきました。

それとこの上の3番目までの、私らは高宮や高宮や言うてた川なんですけども、芹川の幹線水路でございませうけれども、あそこところ、久徳から入ってきてすぐに二股に分かれて、左へ行ったら水路に沿って道路と。先般もあそこを通らせていただきましたら、あそこに田中木工所やったかあります横の水路のところは、誰かが四手川のところまで草を刈ってくれはりました。あそこが一番ひどかった森になってたところですよ。そこから向こうへ行きますと、今度は30cmぐらいの草がまだずっと生えてます。そして、月之木の田んぼ道を通って、そしてささゆり保育園のところまで右の方へ行きますと、あそこにまだ水路がありますし、あそこは以前、聞いてますと、芹川の沿岸土地改良区があそこの水路の草刈りをしてた。そやけどもあるとき、「もう年をいったさかいに大変やで堪忍してほしい」と言うたら、逆に芹川に苦情の電話があったという話も聞きました。これはちょっと余談になるかもわかりませんが、そして、ささゆり保育園の前を通って左の方へ行きますと、ささゆり保育園にかかるあの辺りからもまた草が森になってます。ずっとあそこの県道まで出るまでの間ですわね。歩道は付いてるんですけども、草が生えてます。

その中で1点、私がお願いをしたいのは、金が伴う問題やから即答は頂けるとは思いませんけれども、県道の多賀高宮線、あるいは県道の大堀多賀線、これはあそこのハートフルの前ですわね。あそこは年に3回か4回の草刈りをシルバーが実施しておられるというふうに思っております。絶えず大きな木の下は草はきれいに刈ってますし、このようなどころやったらええなあ、ありがたいなと思いつつながらあそこの道を通るんですけども、こちらの方も子どもらの安全・安心のためという大義名分を付けていただいて、通学路としての安全確保、先ほど言いました安全確保、あるいは子どもが小柄な子どもであって、その草があつてガードレールがあつて川やというようなどころも、きっちりガードレールが見え、向こうには川があるということが認識できるようにするためであれば、あの辺りの除草作業を町のお金をかけてでも僕は実施をしていただくことがお願



いけないかなという部分がありますので、今後の検討で結構ですから、検討するという話をお願いできればと思います。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご意見にお答えをさせていただきます。

今ほど、私、最初にお話しさせていただきましたように、これまで通学路の安全点検、合同点検をやってまいりましたが、その路線の中に上がってない区間というので、今おっしゃっていただいている区間につきましても、点検が危険箇所として上がってないところなんですけれども、何年も点検を実施してまいりましたので、今年度以降、もう一度ほかの箇所についても問題がある箇所はないのかというのを、もう一度担当レベルでまず教育委員会交えまして確認をさせていただきたいと思っております。その前には学校から要望箇所といいますか、危険箇所の点検もしていただいでこちらの方に上げていただいているわけですが、再度もう少し漏れの出るところはないかの確認をさせていただきたいと思えますし、今ほどおっしゃっていただきました草刈りの件につきましても、その中でやはりどれぐらいの草刈りの頻度が必要なのかというのをもう一度考えさせていただきます、危険な箇所については子どもたちの安全を守れるようにということで我々も考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（竹内薫君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） ありがとうございます。一生懸命考えるということで回答を頂きましたので、よろしく願いをしたいと思えます。これ何でかといいますと、何年か前に大津で車同士が出合い頭にぶつかって保育園児が亡くなった、あるいはこの間は栗東で横断歩道を渡ってる子どもがトラックに撥ねられたと、そして、この通学路の安全推進会議は、聞いておりますと、京都の亀岡で無免許の事故が起こったあのときを契機としてこういう何か会議を起こして検討していかなければならないということで進んでるということも、この間、彦根署で確認をしてまいりました。

そのようなことから、何かが起こってからでは遅い、多賀の人口7,600人ほど、この間高齢者の100歳以上が何人、90歳以上が何人ということで広報たがを頂きましたけれども、若い子どもたちが出世してるという部分も何人かが載っております。しかし、何とかして子どもが増えないか。町長が以前からお話のあったように、住み良い、本当に住んで良かった、住み続けたい、そのような多賀を目指すということで、それは我々の年代、高齢者ということでなくして、小さい若い世帯が多賀に住んで、ああ本当に住んで良かったな、子育てもしやすいな、私らが老後までここで住み続けたいなと思われる安全・安心な多賀をつくりたいというモットーで進んでおられますので、そういう趣旨からも、子どもの安全というそれを一生懸命僕はお願いをしたいということで、この部分を質問させていただきました。

ただいま課長から回答を頂きましたように、今後検討していくと、県道並みに草刈りができるのか、それは分かりませんが、やはり子どもたちの見通しがいい、「あ

あ、あんなところで事故が起こってもうたやないか」ということを言わなくていい多賀町の通学路にしたってほしいという部分がありますので、草刈りはもちろんのこと、先ほど申しました「トマレ」の表示も、いくら大きい道であっても両サイドに「トマレ」の表示をするんやというぐらいの意気込みで取り組んでいただきたいと、これは要望でございます。そういうことで、この1点目、質問を終わらせていただきます。どうかよろしく願いをいたします。

それと2点目は、小学校の通学方法の変更についてということでございます。

現在、一円、敏満寺のうち守野の子どもたちは、徒歩通学の中でも距離が長いものがございます。地域、保護者、教職員の皆さんの見守りで幸いにも事故は起こっておりませんが、防犯の視点も踏まえ、一考が必要と考えます。中でも守野は県道が狭く、国道307号線を渡って、また将来的に（仮称）多賀スマートインターチェンジ上り線の出入口付近にもなっておりまいます。交通量の変化も予想されてきます。

そこで、次の点についてお伺いをさせていただきます。

一円、守野の子どもたちの徒歩通学をバス、タクシーの通学に変更する考えはございませんか。回答をよろしく願いいたします。

○議長（竹内薫君） 本多教育総務課長。

〔教育総務課長 本多正浩君 登壇〕

○教育総務課長（本多正浩君） 近藤議員の多賀小学校の通学方法の変更についてのご質問にお答えいたします。

一円、守野の子どもたちの徒歩通学を、バス、タクシーの通学に変更する考えはについてお答えいたします。

徒歩通学からバス通学の変更につきましては、児童の安全な登下校を最優先に考え、通学路の距離や交通事情、民家の有無、児童の人数や学年の構成等を踏まえ、保護者の意向および学校の意見を確認し、総合的に判断をしてきたところであります。

直近3年の多賀小学校のバス、タクシー通学の区域は、佐目、南後谷、栗栖、四手、大岡、八重練、猿木ということになっているところであります。

議員ご指摘の一円、守野につきましては、登下校の時間帯における車の交通量が増加している、もしくは今後増加していくことが予想され、歩道等の状況や既存のバス通学区域との距離を比較しても大きく変わらないことから、バス通学区域としての追加ができないか検討を始めているところでございます。

今後、道路事情の確認および保護者、学校の意見も伺いながら、児童が安全に通学できるよう対応してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） ありがとうございます。ただいま一円、守野の子どもたちの徒歩通学をバスということで検討すると、安全性、距離等々からというお話を頂きました。学

校の考え方も聞き入れてということでございます。この中で、距離でいきますと一円、この間も私、木曾の小さな子どもに話をさせていただきましたら、木曾からずっと久徳へ回って久徳の子どもらと一緒に通学路を通って学校へ行くんやということでしゃべっております、「バスやったらええのにな」言うたら、「いや、バスもええけど、そやけど体力づくりになるさかいな」という話があったんです。久徳の子どもも体力づくりで歩いて行っとんのかなと思っておりますけれども、この一円というのを入れたのは、先般も一円の区長から、「ここ2、3年、通学路のバスに何とかしてもらえんやろうかという要望をしてるんやけどな」というお話がありましたので、「何かあったらまた質問でもさせていただきます」ということを話をさせていただいております。そういう中で、一円、あるいは先ほど申しました守野はスマートインターの出入口ということで、課長も今お話を頂きましたように、距離面、あるいは安全面等々から今後庁内で検討するというお話でございますので、先ほど来申しておりますように、本当に安全・安心に通学できるその子どもたちを何とかして育ててほしいという部分で、できればよろしくお願いをしたいなというふうに思っております。

それともう1点は、この一円の部分で話をちらっとさせていただきますと、私は小学校からの距離では測っておりません。久徳からの距離を測りました。久徳のはずれから一円のかかりまでが300m、そして久徳のはずれから八重練の入口までが300m、久徳をベースに考えると、何で八重練がバスで一円が徒歩なんかなと、久徳をベースに言うたら同じ300mしかないのになと思われても、一円の方から言わずとやむを得ないと、八重練がバスで行っとんやったら、わしとこもバスと違うやろかと思われてもじゃあないのと違うかなという気がしましたので、私もこの部分を話をさせていただいております。これはほんまに近々に検討していただいて、何とかいい答えを出していただきたい、導き出してほしいなというふうに思っております。

コロナで今、10歳未満の子どもが多くかかっている、あるいは10代の小学生の子どももかかる、12歳以上の子どもにはワクチンを打つことができますよということですが、10歳未満の子どもも全国見てますと何人かの子どもが亡くなったとかいう話も聞きます。コロナで亡くなったのも交通事故でけがする亡くなるというのも、同じように本当に大きな財産を失うということにもなりかねませんので、その財産を守るために大人が未然にできることは何なんやということをもう念頭に置いていただいて、よりいい答えを出してほしい、そのように思います。それで、多賀の小学校に通う子どもたちが本当に安心して学校へ通えるなど、学校で勉学に励めるなというふうにしたってほしい、そのように取り組んでほしいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上をもって、私のお願い、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（竹内薫君） 次に、10番、山口久男議員の質問を許します。

10番、山口久男議員。

〔10番議員 山口久男君 登壇〕

○10番（山口久男君） 議席番号10番、山口です。私は、9月第3回定例会に当たり、大きく次の4点について一般質問を行います。

まず第1は、広域での新ごみ処理建設計画とごみ問題について質問をいたします。

彦根市、犬上3町、愛荘町の1市4町を対象にした新ごみ処理施設の建設候補地として彦根市の西清崎地区が発表され、現在、環境影響調査等がされていると聞いております。そこで、3Rを主体とするごみ行政を行うことにより、焼却するごみを少なくする手当やリサイクルによるごみ減量対策に力を入れることによって焼却量を減らし、焼却炉の規模縮小を図ることが必要です。ごみ処理施設の建設費用や維持管理費用の縮減を求める立場から、以下の点について伺います。

①、多賀町におけるリバースセンターの可燃ごみの搬入状況および家庭系ごみの排出量の推移について、まず伺います。

②、多賀町におけるごみの減量化計画、目標と進捗状況はどうか。

③、新ごみ処理施設における容器包装プラスチックの取扱いについてどのような協議がされたのか、いわゆる分別協議会の議論はどのようになっているのか。多賀町としての分別の考えについて伺います。

④、プラスチックごみの資源化についての考え。

⑤、環境影響評価の進捗状況、多賀町の財政負担の見通しはどのようなことになっているのかお聞きをいたします。

⑥、新ごみ建設候補地となっている彦根市の西清崎地先の予定地では、周辺環境の調査や地盤調査等を行っておられるのか、またその調査結果は現在どのようになっているのか。

以上について、いわゆる広域行政組合の副管理者である町長の見解を求めます。

○議長（竹内薫君） 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 山口議員の質問にお答えします。

まず1点目、多賀町におけるリバースセンターの可燃ごみの搬入状況および家庭系ごみの排出量の推移についてであります。

リバースセンターの可燃ごみの搬入状況は、平成28年度1,546t、令和2年度1,575tとほぼ横ばいであります。家庭系ごみ排出量は平成28年度1,030t、令和2年度1,107t、1人当たりの年間排出量は、平成28年度135kg、令和2年度146kgで微増傾向にありますが、リバースセンターを利用している愛知犬上郡4町の中では一番少ない排出量となっております。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛の影響もあり、家庭ごみが増加したと思われまます。

次、2点目、本町のごみの減量化計画、目標と進捗状況についてであります。

第5次多賀町総合計画（後期基本計画）では、令和2年度の1人1日当たりのごみ排出量を335g、家庭系収集ごみの年間処理量1,022tを目標に取り組んできました。

結果、令和2年度の1人1日当たりのごみ排出量は481g、家庭系収集可燃ごみの年間処理量が1,099tとなり、目標に到達することはできませんでした。家庭系収集可燃ごみにつきましては、目標設定を1人当たりには換算せず年間処理量としていたため、人口増減の影響を受けたと考えます。

現在、彦根愛知犬上地域で令和13年度までの10年間の一般廃棄物処理基本計画を策定しており、その中で将来のごみ減量目標を、特に減量が必要と考えられる燃やすごみ、燃えないごみ、粗大ごみに絞り設定しています。設定に当たりましては、将来の人口増減の影響を受けにくいよう、1人1日当たりの排出量で設定をしております。

引き続き、徹底したごみの分別とごみ排出量の削減により、ごみの減量に向け取り組んでまいります。

3点目の新ごみ処理施設における容器包装プラスチックの取扱いについてどのように協議をされたのか、分別協議会の議論はどうなっているのか、多賀町としての考え方はについての質問であります。

ごみ分別方法統一化等検討委員会では、新ごみ処理施設供用開始に向け、1市4町で処理方法の異なるプラスチックごみについて、燃やして熱エネルギーを回収活用するか、燃やさずに分別、資源化するかについて検討を行っております。この委員会は、1市4町でプラスチックごみの処理方法についてアンケートによる住民意向調査を行ったところ、彦根市では分別資源化、4町では熱回収に積極的な回答が多数となったことを受け、ごみの分別方法の統一化について協議をする場として立ち上げられました。

3回の検討委員会が開催され、住民アンケートの結果について、また容器包装プラスチックの処理方法ごとの費用負担、容器包装プラスチックの処理方法ごとの二酸化炭素排出量の試算、そしてプラスチック類の焼却に係る熱回収量やダイオキシン類の発生抑制について検討されてきました。

協議の結果、現状では、容器包装プラスチックについては新施設における施設整備費、運営費、収集運搬費を比較した結果、施設整備から20年間の運営期間において分別方法を燃やすごみとする方が資源ごみとする場合に比べて実質負担約40億円安価になること、今後、国の施策によりプラスチック類自体が削減されていくと予想されること、また今後、少子・高齢化により将来の介護等福祉費用の増加が見込まれる中、ごみ処理にかかる費用の削減に努めたいという考えから、容器包装プラスチックの処理方法については燃やすごみとして焼却により発生した熱を回収して有効に活用していくという案になりました。

ただし、本計画が新法案（プラスチック資源循環法）施行以降に整備を計画する施設として、プラスチック類の分別が交付金の交付要件として本計画にも適用され、交付金

の交付が受けられない場合は財政負担が過大となるため、資源ごみとして分別、資源化するという案であります。その案の下に、今後、各市町の環境に係る審議会で審議されることとなります。

4点目のプラスチックごみの資源化についての見解についてであります。プラスチック資源循環法では、主にコンビニでのプラスチックスプーン、フォークなど12品目の使い捨てプラスチックを有料化等により、プラスチックごみの削減への取組とプラスチックごみの分別収集や自主回収、再資源化促進への取組が実施され、市町は家庭から出る全てのプラスチックごみについて、プラスチック資源として一括回収しリサイクルに取り組むことが努力義務となります。プラスチックごみの処理方法につきましては、現在、1市4町で協議中であることから、その結果に合わせて取り組んでまいります。

海洋汚染、地球温暖化対策、脱炭素社会に向けて、プラスチックごみの減量、リサイクルの推進が求められることから、必要のないものは買わない（リデュース）、繰り返し使う（リユース）への取組について、引き続き啓発してまいります。

5点目の、環境影響評価の進捗状況、多賀町の財政負担の見通しはにつきましては、令和2年度には計画段階環境配慮書および環境影響評価方法書について、公告、縦覧、意見募集や住民説明会を開始し、滋賀県環境影響評価審査会での審査を終え、知事意見を得ております。

環境影響評価方法書に基づく現況調査として、本年2月には猛禽類の繁殖確認のため先行して調査に着手して以降、3月には建設候補地内に地上気象と上層気象の観測機器の設置を行い、通年の調査を実施し、本年4月以降は動植物といった生態系や大気、水質といった環境要素の四季調査に着手し、現在は春の調査完了後の夏季調査を実施しております。

また、夏、冬の2季調査として、建設候補地を中心とした半径2km範囲内における煙突からの排ガスの拡散予測を行うため、人体に影響のないトレーサーガスの放出による現地拡散実験を7月に実施したほか、人と自然とのふれあい活動の場の調査として、荒神山入山者等へのアンケート調査や伝承文化の調査も実施してまいります。

令和4年度においては、現況調査の結果を基に環境影響評価準備書を策定し、公告、縦覧、意見募集、住民説明会を開催し、準備書に係る審査会を経て、令和5年9月には環境影響評価書の公告、縦覧を予定しております。

財政負担につきましては、先ほど申し上げましたとおり、現段階ではごみの処理方法等不確実な要素があり、正確な財政負担の見通しのめどが立っていないところであります。建設資金等につきましては、国からの交付金、起債を活用するとともに、起債の償還期間を考慮するなど、構成市町への財政負担の軽減が図られる予定であります。

6点目の新ごみ建設候補地となっております彦根市西清崎地先の予定地で、周辺環境の調査や地盤調査等を行っているか、その調査結果についてであります。

周辺環境につきましては、現在、環境影響評価業務で取り組まれており、彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会において、住宅との位置関係、教育、医療福祉施設との位置関係についての調査も終了しています。

また、地質調査については、令和2年3月末で業務完了しております。地質調査の結果、軟弱地盤であることが判明しましたが、現段階においては地盤の軟弱強度という課題においても地盤改良等を実施することにより現建設候補地での施設建設は可能と判断し、造成基本設計業務において軟弱地盤対策として最適な工法を検討しているところがあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） それでは再質問させていただきます。

まず、容器包装プラスチックごみの分別の取扱いについてです。先ほど町長の方から答弁がございました。私は、今、答弁聞いた限りでは、多賀町は燃えるごみとして今現在扱っております。しかし、彦根市は分別しております。その彦根市の分別と1市4町で、多賀、甲良、豊郷も含めて分別方法が違うので、それを統一するという話になったというふうに聞いております。そこで、先ほどの答弁で燃えるごみとしてやるみたいな答弁だったと思いますけれども、そういう方向がほぼ決まったんですか。

○議長（竹内薫君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 質問にお答えします。

プラスチックの処理方法についてであります。ごみ分別方法統一化検討委員会の中でそういうようないろんな議論をされた中で、燃やして熱回収する方向でまとめられたというようなことであります。今後、検討委員会で案がこれから出されると思いますので、その案を先ほども答弁で述べさせていただいたように、各環境審議会、彦根では市廃棄物減量等推進審議会での案を審議されること、どのようなこれから分別をしたら良いか、今、検討委員会ではたたき台としての案を出されたいということですので、今後、各市町の審議会でも審査、審議されることになると思っております。まだ、燃やすか資源化するか、まだ決まったということではないと思っております。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） いろいろ燃やす方がコストが安いというような話だったように思いますけれども、実際この連絡協議会で議論されてるところを聞きましたら、容器包装プラスチックを熱回収する場合よりも資源化した方がCO2削減効果が高くなるというふうに議論されてるやに聞きましたけれども、そういう方向の議論はされたんですか。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

先ほども町長の答弁にもありましたけれども、今後これから世界的に日本も含めまして、プラスチックという製品自体が石油を使わない、紙とか生分解できるような素材等

になっていくということで減量が進んでいくという観点から、CO<sub>2</sub>は多くなるか分かりませんが、ごみの量も減っていくということでございます。そのことを先ほど久保町長が答弁で述べられたとおりでございます。以上です。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 私はできれば、多賀町は現在、燃えるごみとして出しておりますけれども、将来的にはやはり資源化すべきだと思います。確かにごみの分別は増えますけれども、町民の協力を得ながらごみの資源化をこれから図っていく必要があると。確かにプラスチックごみがおそらく将来的には減っていくという、そういうところは分かりますけれども、やはりこの際、ごみの減量化、資源化、先ほど言いました3R、これを図っていくために町民の協力を得ながら容器包装プラスチックごみを分別していく方向にかじを切る必要が私は将来的にあると思いますけれども、その点についての町長の考えはいかがですか。

○議長（竹内薫君） 久保町長。

○町長（久保久良君） お答えします。

資源化するか、熱回収していくかとのどちらか選択するという事になると思いますが、リサイクルしていくことの課題として、回収作業員やリサイクル業者の確保、そして処理施設、この処理施設の費用もかなり高そうであると。そういうこともしっかりと、この費用負担についての検討も必要であるということも大きな課題であると聞いておりますし、また前に、多分埼玉県は結構このプラスチックリサイクルをしっかりとやっておられるのかなと思うんですけど、埼玉県のこのリサイクルについての記事が載ってあったんですけど、「バケツやハンガーなどのプラスチック製品は100種類以上あり色も形もばらばらで、これらをただ集めて再資源化しても用途は黒い植木鉢に限られ利用が進んでない」と、それから、「やはりリサイクルしていくためには、製造、使用、回収、再生、そのように工夫することで繰り返し使える方法を模索しなければならない」という記事が掲載されておりました。リサイクルするに当たってもこういうようないろいろな課題もありますので、そういう課題もいろいろと、熱回収する費用負担と、やはりそこら辺のところを両にらみ、検討していきながら考えていくということも大事であると。リサイクルするのも一番良い方法だと思いますが、どれだけ費用負担が発生するかということもしっかり考えて選択していく必要があるのかなと思っております。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） これは将来的にごみ処理施設に関わる問題だと思います。今考えておられるのは、いわゆる大型の焼却施設、国の補助金、交付金をもらうためにかなり大型な施設を考えておられるのかなという感じもします。しかし、ごみを燃やして発電をするというやり方を今までもやっていたけれども、あるところで聞きましたら、焼却施設建設についてはものすごく高くなると、ごみ発電、いわゆる高カロリーで燃やすわけですね。そうすると、やはり修繕費がかなり高額になると。建設費もちろん高



くなりますけれども、高カロリーで高い熱で燃やせば、その分、炉が傷みますので、補修費がかかって、将来的に市町いか自治体の財政負担が増えるということで、今このごみ発電そのものについて、あるいろんところから町財政が圧迫するというところで、これはもうそういう方向じゃないというところもあるというふうに聞いておりますので、将来的にこのごみ処理施設を建設するに当たって、そういうごみ処理施設、いわゆるできるだけ燃やすごみを減らす、そして規模も縮小する、そしてプラスチックごみ等々、高カロリーのごみを燃やさない方向でそういう施設を造るべきだと私は思いますけれども、その点についてのそういう議論は管理者会等々ではされていたのかどうなのかお聞きしたいと思います。

○議長（竹内薫君） 久保町長。

○町長（久保久良君） お答えします。

今の山口議員の質問ですが、まだどれだけの費用負担がかかるのかということが、またリサイクルした場合、施設建設等について、まだそういう試算は出ておりませんので、今後このような具体的な費用等が算出され次第、こういうような議論もしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律案が、今現在、審議されている、詳しく分かりませんが、今はそういう政府の動きです。そういう方向でプラスチックをできるだけ資源循環していくと、燃やすのではなしにプラスチック類は資源化していくという法律が閣議決定もされたと聞いておりますので、私はプラスチックだけではありませんけれども、そういった燃やすごみをできるだけ少なくしていく、そのための対策を、これは町民の協力がなかったらできませんけれども、できるだけ再資源化を図っていく、分別するという方向性を出して町民の皆さんにご協力を願うと。将来的にCO<sub>2</sub>の削減とか環境の問題は、これから例えばプラスチックの問題でものごく地球環境に深刻なダメージを与えるんだというところ辺りの議論も今されておりますので、多賀町の方針として、そういう資源化、ごみの減量化を図っていく、そういう方向のその1つとしてプラスチックごみの在り方について、もう少し町民の協力を得ながら、再資源化、分別の方向にしていくべきだと私は思いますけれども、その点について町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（竹内薫君） 久保町長。

○町長（久保久良君） お答えします。

山口議員がおっしゃることは十分理解はしておりますが、これから分別方法を決めるのは多賀町の一存だけでは決まりませんので、1市4町が当市でどのような分別をしてくるかをしっかりと今後、1市4町でこれからの方針について考えていきたいと思っております。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 町長もご存じの徳島県の上勝町、私も以前、視察に寄せていただきました。ここでは、できるだけ燃やすごみを、あるいは埋立てごみを減らすために徹底した分別されていると、全国的に有名なところですよ。私が聞きましたら、34分別されてるということです。上勝町のその分別のやり方を見たら、ものすごい細かい分別されてるんですわ。町民の皆さんは本当に理解されて本当に努力されてるなど感心しました。34分別でもかなりの町民の皆さんの協力がなかったらできんやけども、やはり将来的にごみを分別して燃やすごみを少なくすると、聞きましたら、ほとんど燃やすごみはないぐらいに分別されている、資源化されているようであります。そういうところとか、あるいはこれは鹿児島県志布志市というところでは、今年の2月から使用済み紙おむつの専用ボックスによる拠点回収を開始しましたと、試験的にやられてるようです。そういうことがされて、再資源化の推進、最終処分場の延命化を図るために、いわゆる使用済み紙おむつ再資源化に取り組んでいますというふうなことがされておりますけれども、そういった各市町で、各自治体では分別の方向で今現在進んでいるということについて、多賀町も将来的にはやはり町民の協力を得ながら分別をできるだけして、燃やすごみを、あるいは埋立てするごみを減らしていくという方向が、多賀町はこれからの将来にとって必要ではないのかなというふうに思いますけれども、上勝町とか志布志市の取組についてどうなのか。

それから、私、この前、豊郷町に寄せていただきまして、豊郷町では使わない衣類、それから茶碗とか皿とか椅子でしたか、そういうなんをあそこの隣保館に寄せてもらったときに置いてました。これは町民の方が要らなくなったものを持ち込んで、そして無料で要る人が持って帰るといような取組もされておりますし、上勝町でもごみステーションというところに、そういう町民の皆さんがあまり使わなくなった、いわゆる着る物とか洋食器類とかそういうようなものを持ち込んで、必要な人が無料で持ち帰って、そういう循環をしてると話しているところも聞きましたので、そういう取組をこれからやってもらう必要があるのではないかと思います。その点いかがですか。

○議長（竹内薫君） 久保町長。

○町長（久保久良君） お答えします。

上勝町を例におっしゃいました、ごみの34分別、私も最初、就任当初、生ごみの処理機、生ごみを菌で食べてしまう、なくしてしまう、そのような取組をしたこともありますが、なかなか前に進みませんでした。あれが進むんだったらごみの量もかなり減って、各集落で取り組めたら。やっぱりそこまでの良い結果を出せなかったというので、私自身の能力のなさを痛感してるところであります。私もこの辺は分別するべきやと思いますけど、住民の皆さんにいかに周知していくか、山口議員も良い案が、妙案があったらまた教えてください。こうやって皆さんが苦にならず回収していただく、このように少しでも分別していく、やはり私たちはまだなかなか考えが及んでませんので、そういうような案があったらぜひともお教えいただきたいと思います。

そういうことですので、その分別の再分化を1市4町でやっていこうとしたら並大抵なことではないと思っております。できるだけリサイクルできるものは1市4町でリサイクルしていく必要があると思いますが、やはりそれでできないところは焼却場で処理するというのが一番妥当な方法ではないかなと思っております。これからまだまだもうちょっと議論すべき余地がありますので、時間もありますので、しっかりと私たち1市4町の管理者会でも議論してしますので、1市4町の住民の専門的知識を持った方、住民の皆さんに、今、検討委員会等で議論していただいておりますので、その結果を基に、私達も1市4町でベストな一番良い方法をしっかりとこれから考えてまいりたいと思っております。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 次、2点目の質問に移ります。中学校給食の改善と小中学校給食保護者負担の軽減、いわゆる給食費の保護者負担をできるだけ、できれば無償化にしていきたいという立場で質問したいと思っております。

まず（1）として、中学校給食についてです。

小学校給食はご存じのように自校方式で実施をされて、評判の良いおいしい給食が提供されております。しかし、中学校給食、私も給食問題はこれまで繰り返し様々な改善を求めてまいりましたけれども、中学校給食はご承知のように業務委託で調理場も外部委託をされているということから、小学校給食に比べてあまりおいしくないとか、改善はされてることは事実ですし、全てがそうではないですけれども、あんまりおいしくないとか、もう少しおかずの量が少ないとかそういうことを、全部ではないかもわかりませんがそういう声を聞いておりますので、給食のそういった内容の改善もしてほしいとか、そういう様々な声を聞きます。

そこで、豊かな食生活、食文化を身に付けることは生徒の自立のためにも大切だと思います。心身ともに著しく成長するこの中学生にとって、栄養のバランスの取れた給食を提供し、安心・安全でおいしい生徒に喜ばれる給食をしていただきたいために、以下の点について伺いたいと思っております。以前にもこの問題について聞きましたけれども、整理をする意味で再度伺います。

①、食材の質の向上についてどのように考えておられるのか。

地元産の野菜の使用状況、これは様々な難しい生産者の問題もありますので簡単にいきませんが、できるだけ地元野菜を使用できるようなことのために使用状況は今現在どのようになっているのか。

③、給食内容の改善について、委託業者の指導とか食材のチェックはどのようにされているのか。

④、献立はおそらく業者の管理栄養士だと思いますけれども、業者任せになっておりますけれども、町ができれば関与して給食の献立の段階から作成する方向、今現在されているかどうか分かりませんが、そういう方向で検討をしていただきたいたというこ

とです。

(2) 小中学校給食の保護者負担の軽減についての考えはどうか、できれば他市町でやられてるような給食の無償化の方向に努力をして、財政的な問題もあるけれども、保護者負担の軽減を図る意味でも、またそういう方向で検討していただきたいということについてどのようにお考えなのか答弁を求めます。

○議長（竹内薫君） 本多教育総務課長。

〔教育総務課長 本多正浩君 登壇〕

○教育総務課長（本多正浩君） 山口議員の中学校給食の改善と小中学校給食費保護者負担の軽減についてのご質問にお答えいたします。

1つ目の中学校給食についての1つ目、食材の質の向上についてでございますが、食材につきましては、給食調理の委託先である株式会社ベストオーネにおいて仕入先の選定を行い、安全な食材と認めたものを調理に使用しております。食材の検品時には、異物等の混入や不良をチェックするとともに、問題があれば仕入先への改善要望を随時行い、品質の良い食材の仕入れに努めているところでございます。また、仕入先からも、食材についての情報提供も受けておりまして、より良い食材に変更するなど改善をしております。また、調理方法につきましても、試作を重ねるなど調理の工程、材料の割合についても検討し、おいしい給食が提供できるよう研究していただいているところでございます。

次に2つ目の地元産野菜の使用状況でございますけれども、株式会社ベストオーネの会社としての食品衛生を担保する方針ということで、土が付着する可能性のある生野菜につきましては使用を控えるということがあり、加工野菜を仕入れております。結果的に地元野菜の使用につきましてはこの条件をクリアすることがなかなか難しいということから、現在、使用をしている地元野菜としては多賀にんじんのみとなっております。

3番目、給食内容の改善について、業者への指導、食材のチェック体制と、4番目の献立は業者任せにせず町が作成することにつきましては、関連しますので一括でお答えさせていただきます。

献立につきましては、毎月、献立作成委員会を開催し決定しております。メンバーにつきましてはベストオーネの管理栄養士、調理師、中学校の校長、養護教諭、小学校の栄養教諭と、あと町の担当と課長が参加しております。委員会の中では、株式会社ベストオーネの管理栄養士が作成しました献立案を、食材やカロリー、栄養価など1食ずつチェックし、給食の提供として適正かどうかを確認し、改善等を行っております。町や関係者の意見も反映した献立となっており、現在問題はないと考えております。

また、委員会では、直近の給食における生徒や先生の反応や意見、食べ残しの状況、また課題についても報告を受け、改善に向け指導をしているところであります。給食の提供につきましては、今後も子どもたちの健全な発達と健康の保持増進を図り、安全・安心かつ生徒に喜ばれる給食の提供に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

次に、小中学校給食費の保護者負担を軽減することについてでございますけれども、現在、多賀町では毎月の給食費として小学校4,000円、中学校4,500円を保護者にご負担いただいております。これは、学校給食法において、学校給食の実施に必要な施設整備費、修繕費、人件費以外の学校給食費は保護者負担とされていることから、本町においては保護者の負担を求めておまして、現行を維持したいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。なお、要保護、準要保護就学援助制度の対象となっておられるご家庭については、給食費の援助の対象となっており、ご負担を頂いておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） まず、給食の改善の問題、内容の改善です。アンケートは取られているのか、いろいろ生徒の個人差がありますので、子どもによっておかずの量が少ないとか、もう少し改善してほしいとか、いろいろ様々な子どもの声、保護者の方もあるかもわかりませんが、そういうアンケート等を取って、できるだけ改善のために、おいしい給食を実現するためにそういう方向を今までされたのかどうか、アンケートを生徒に聞いたのかどうか、声を。もしなければ、できるだけ生徒の声を聞いて給食の改善に反映させてもらいたいと思いますけれども、その点についてどうなのかお聞きします。

○議長（竹内薫君） 本多教育総務課長。

○教育総務課長（本多正浩君） お答えをさせていただきます。

令和2年度につきましては、コロナの状況もございましたので、保護者、また健康推進委員の関係者に来ていただいたの評価についてはさせていただいていないんですけれども、以前には、保護者、健康推進委員、また学校評議委員に来ていただいて、試食会も開催して、量や味つけについてご意見を頂く機会を設けて改善につなげてきたところでございます。ちなみに、元年度の保護者アンケートでございますけれども、給食がおいしかったかどうかの問いに対して、「おいしい」が41%、「普通」が51%、「おいしくない」が7%で、保護者の方からの9割以上からは一定の評価を頂いた結果も出ております。

また、昨年令和2年度は生徒の学校保健委員会で生徒に対しまして給食のアンケートを実施しました結果、「毎日のランチは楽しみですか」という問いに、81%の生徒、人数で言いますと193人中156人が「はい」というふうに答えており、現給食に大きな問題や課題がある結果ではないかなというふうに考えております。また、今年度の状況としましては、学年に若干の差はあるんですけれども、食べ残し量も少ないということで学校からは聞いております。

今後も、学校給食として安全・安心、健康の増進、栄養バランスを念頭にして、子

もたちの満足度が100%に近づけるように関係者とともに取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 確かに、今、課長が言われたように、そういう声もあります。

「おいしい」とか「満足してる」、ある程度ですよ。100%かどうか分かりませんが、そういう話もあります。しかし、一部にはもう少し量を増やしてほしいとか、体力差がございますので、生徒のそれぞれの健康状態もありますし、日々のあれもありますので、もう少し何とか生徒のそういう声をもう少し細かく聞いてもらって、本当などの辺に改善が必要なのかどうか、もう少し細かいアンケート調査をしていただければというふうに思います。

それから次に、給食費の保護者負担の問題です。確かに、課長が言われたように、学校給食法では食材費は保護者の負担とするとなっております、法的には。しかし、一方で、学校給食法の何条か忘れましてけれども、食を通じて子どもの心身の健全な発達を目的とし、食育の推進をうたっていると、学校給食法はいわゆる教育の一環であるということです。憲法にも書かれておりますように、義務教育は無償とするとなっております。学校給食というのは教育の一環であるということでもありますので、そういうことから言えば、できるだけ保護者の負担の軽減を図るために、この近くでは聞くところによりますと豊郷町が小中学校の給食費の無償化を実施されておりますし、長浜市は確か小学校が給食費を無償化されていると、全国的にも子育て支援とか保護者の負担の軽減を図っていくために、できるだけ給食費の保護者負担を一部、あるいは全部無償、あるいは補助するという流れが今来ておりますので、確かに今のところについては拒否されたけれども、将来的に財政の問題がございますので、これは財政当局と相談していただいて、私は将来的には少しでも、全部とは言わんにしても少しでも給食費の保護者負担の軽減を図っていただきたい、補助していただきたいなというふうに思います。ちなみに、今現在、令和2年度の給食費の保護者負担金は、小学校で1,783万円余りです。それから中学校は930万円余りです。仮に中学校を全部無償化するならば、930万円余りの予算でできるのではないかなというふうに思いますので、その点について町財政当局と相談してもらって、将来的に子育て支援のために給食の無償化補助の方向性について、今のところ全く考えておられないのかどうか、その点について併せて伺っておきます。

○議長（竹内薫君） 本多教育総務課長。

○教育総務課長（本多正浩君） お答えをいたします。

今、山口議員がおっしゃられたように、小学校費で約1,900万円、中学校で約1,300万円ということで、保護者の方から頂いているお金が小学校で1,700万円、中学校で約930万円ということで、その差額については一般財源の方からも賄っているというような形でございます。財政的にいろんなバランスもありますし、現在のと

ころ貴重な財源となっておりますので、現行を維持したいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） もちろん、町の財政負担も要ります。しかし、保護者も中学校とか小学校は大体年間どれくらい要る、例えば給食費以外にクラブ活動費とか図書学校用品とか、PTA会費とか、修学旅行費とか、様々な支出が要ります。私、調べてみましたら、大体、中学校で年間17万円余り、18万円ぐらいかかっております。小学校でも10万円程度だということですので、保護者の負担の軽減のためにできれば給食費の無償化のために努力をしていただきたいということを申し上げておきます。

次に3番目の質問に移ります。

児童生徒の通学における安全対策について、これは先ほど近藤議員の方からも質問がございまして、重複する場合もあるかも知れませんが、先に通告を出しておりますので読ませてまいります。

日本全国で通学の登下校中に児童生徒が交通事故に巻き込まれる事例が起こっております。現在、遠距離通学の児童生徒はスクールバス、あるいはスクールタクシーによる通学となっておりますが、児童生徒の通学の安全面も考慮し、通学バス、通学タクシーを認める地域の拡大はできないかということで、先ほど通告を出しております。

先ほど近藤議員の質問の中で答弁がありまして、例えば守野とか一円も含めてそういうところの児童、多賀小学校について質問されておりましたけれども、検討するような答弁がありましたけれども、その点についてももう一度確認をしておきたいなと思います。これは確かに通学の問題については、公平性の問題とか、距離とか様々なことを考えて、通学バス、通学タクシーをどの地域にするのかというのは線引きが難しいと思います。しかし、交通事情等々を考えますと、将来的には少しでも通学バス、通学タクシーに切り替えていく方向が必要かなと。確かに、通学における生徒児童は徒歩通学で体力を養うとか、そういうメリットもありますけれども、近年の交通事情とか道路事情等々を考えると、やはり通学バス、通学タクシーに、できれば保護者の意見、あるいは学校の意見も聞きながら考えていただきたいなと。私が聞きましたら、毎日保護者が国道まで危ないので送ってるんだと、帰りも国道を渡るのを、306ですか307号線を渡るのが危険なので保護者の方がそこまで送り迎えしてるんだという話も聞きましたので、そういう保護者負担の軽減とか子どもの安全のために、将来的に通学バス、通学タクシーの地域の拡大を進めていただきたいなということで質問を出させていただきました。答弁は先ほど近藤議員もございましたので、重複する部分があったとしてもひとつよろしくお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 本多教育総務課長。

〔教育総務課長 本多正浩君 登壇〕

○教育総務課長（本多正浩君） 山口議員の児童生徒の通学における安全対策についての

ご質問にお答えをいたします。

徒歩通学からバス通学への変更につきましては、児童の安全な登下校を最優先に考え、通学路の距離や交通事情、民家の有無、児童の人数や学年の構成等を踏まえて、保護者の意向および学校の意見を確認し、総合的に判断をしてきたところでございます。

現在、教育委員会におきまして、車の交通量や道路状況、(仮称)多賀スマートインターチェンジの工事および完成後の交通量や影響を想定しながら、安全な通学方法ということでバス通学区域の追加についても検討を始めております。

既存のバス通学区域の距離や保護者の意向、学校の意見についても十分に踏まえた上で、子どもたちが安全に通学できるよう対応してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(竹内薫君) 山口議員。

○10番(山口久男君) それでは、4点目の持続可能な林業をめざすことについて、これも神細工議員も質問されましたので一部重複するかもわかりませんが、質問させていただきます。

多賀町の面積の86%を森林が占めています。森林は木材の供給とともに、環境の保全、水資源の涵養など、公益的な機能を有し、生活に不可欠な役割を果たしています。また、CO<sub>2</sub>の吸収、固定による地球温暖化防止への寄与など、脱炭素社会の実現にも欠かせない資源です。この大事な役割を持つ森林を歴史的にも維持管理してきたのが林業です。しかし、国の外材依存政策の下で木材価格の低迷が続き、林業労働者の減少、山間地域がそのことによって疲弊するなどの危機に瀕しています。

そこで、以下の点について伺います。

①、多賀町における林業の振興策、支援策の取組。

②、6月議会で予算が承認され、購入した木材グラップルの活用、またそのための使用要綱の策定の考えについて伺います。

○議長(竹内薫君) 飯尾産業環境課長。

[産業環境課長 飯尾俊一君 登壇]

○産業環境課長(飯尾俊一君) 山口議員の4番目、持続可能な林業をめざすことについての1点目、多賀町における林業振興策、支援策の取組のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、森林面積は町土の86%を占める木材の供給とともに、水を貯留し洪水を緩和することにより、流域で生活する方の安心や安全を確保したり、地球温暖化防止への寄与など、多面的な役割を森林は果たしています。

しかしながら、日本の林業はウッドショックにより価格は多少上向いているものの、木材価格の長年にわたる低迷は林業従事者の減少や健全な森林整備が行われなくなるなど、危機的な状況であると言えます。

このような状況の中、この恵まれた森林資源を循環利用し、地域の産業の活性化につ



なげるためには、森林整備、伐採、製材、利用などの取組を推進していく必要があると考えています。

まず、森林整備、伐採については、今までの方法に付け加えて集約化を進め、より高率な補助を受け、森林整備を進めることを目的に、びわこ東部森林組合と協働で境界明確化事業を進めるとともに、搬出間伐や造林事業における町の単独補助などを実施しております。

製材は令和2年9月末に設立された多賀森林循環事業協同組合と連携し、製材および乾燥を町内で一括して行うことにより製材品や製品のストックができるように、組合と町と協同で取り組んでおります。

最後に利用についてでございますが、搬出間伐の推進だけでなく、公共施設での木材利用、お食い初めセットの給付や町産木材利用住宅促進などに取り組んでいるところであります。

なくてはならない森林の公益的な機能を発揮し、多賀町の林業および木材産業の再生と地域活性化につなげるためにも、小さなことから少しずつ粘り強く取り組んでいきたいと考えております。

2点目の木材グラップルの活用、使用要綱はについてですが、さきの6月議会にて購入の承認を頂いた木材機械グラップルの導入より、今まで町内で伐採された原木が町外で選別され、また町外の市場や製材工場へ出荷されていた状況でありました。多賀土場での選別が可能となり、輸送コストの削減や、より有利な取引先への販売が可能となりました。

この林業機械の使用については、地方創生推進交付金の期間中の令和4年度末までの期間中、町と多賀森林循環事業協同組合との間で使用要綱という形ではなく無償で使用貸借契約を締結し、多賀原木土場の運用目的が達成できるようにしております。

使用貸借契約の中において、燃料費や保険代などの維持管理に係る費用など一切については、協同組合で負担していただくこととしております。

林業機械グラップルを今後活用していただくことにより、林業従事者の選木技術向上などの育成だけでなく、より優位なところに販売することにより、山の所有者への還元につなげ多賀の林業振興に努めてまいりますので、議員におかれましてもご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 先ほど申しあげましたように、森林というのは木材の供給と同時に多面的機能があるんだということを、やはり多賀町に住んでおられる山間地域だけではなしに下流の人も含めて理解してもらう必要があると思います。そのために森林環境税とか、その使い道をそういうところにも、もちろん木材の供給、林業事業が成り立つようにするのは当然必要ですし、併せてやはり環境の問題とか、最近豪雨がござい

ますので土砂崩れのこともあると、そういう多面的な機能がまさに今、問われているのかなと思います。

私、実は先月31日に、滋賀県の琵琶湖環境科学研究センターが発表してる記事を見ました。ご存じかどうか後で聞きますけれども、「森の下草に土砂流出を97%減少させる効果があることを発見した」という記事を読みました。これは、琵琶湖環境科学研究センターがこういうことをやっているんだと初めて知りましてけれども、ここの研究調査によりますと、「下草に60%以上覆われている場所は30%未満の場所と比較して土砂流出率が97%減少する効果があることが判明。効果は72時間の総雨量が400mmを超える豪雨でも有効である可能性を示しました」と、こういう研究結果が出されておると、私、これ見てびっくりしたんです。やはりこういう機能があるんだと。やっぱり適切な山の管理、私も山に住んでおりますので見てますと、間伐もほとんどできなくてももう山が荒れ放題と、やっぱり山というのは人間が手を加えて管理をしないと山というのは荒れてしまうわけですので、以前は私の父も山林労働者ですので、間伐材を切ってきて、家で昔、カチギと言いましたけど、これくらいの木を家に担いできて収入の1つにしておりましたけれども、今先ほど言いましたように、木材価格が低迷して切っても売れない、赤字になってしまうような状況でありますので、その点でやっぱり公的な資金というのは必要かなと私は常々思っております。

そういう意味で、こういった下草の間伐をすることによって適正な山を管理する、森林を適正に管理することによって土砂の流出を防ぐんだという研究結果が出ておりますので、これらの点について一遍調べていただいて、ご存じなければ一遍聞いてもらったらどうかというふうに思います。そういうことを森林政策の1つとして、これから予算の使い道をこういうところに県とか国に対して予算要求をしてもらう必要があるかなと思いますけれども、その点について最後にお聞きして質問を終わらせていただきます。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

今ほど山口議員のおっしゃられるように、やはり森林、混んでいては山肌も荒れ、雨が降ると同時に流れてしまうということから、間伐ということが大切であり、やはりその下に生える下層という地面の層ですけども、そこが大切であって、水を蓄えていく力、そういったものを十分発揮していく、多面的機能を大切にしながら発揮していくという機能は、まさしく大事なときであろうということを思っておるところでございます。ここも造林事業を通じまして、多賀の森が循環できるようにここも続けていけるような取組をまた推進していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で終わります。

---

○議長（竹内薫君） これにて本日の議事日程は全て終了しました。

明日の再開は午前9時30分とし、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれをもって散会します。

(午後 2時24分 散会)

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 竹 内 薫

多賀町議会議員 松 居 亘

多賀町議会議員 菅 森 照 雄